

平成30年第1回東大和市議会定例会会議録第7号

平成30年3月6日（火曜日）

出席議員（20名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	16番	佐竹康彦君
17番	荒幡伸一君	18番	中間建二君
19番	東口正美君	20番	木戸岡秀彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	高石健太君		

出席説明員（24名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	広沢光政君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	環境部長	松本幹男君
都市建設部長	直井亨君	学校教育部長	阿部晴彦君
学校教育部参事	岡田博史君	社会教育部長	小俣学君
企画課長	荒井亮二君	職員課長	矢吹勇一君
課税課長	真野淳君	産業振興課長	小川泉君
市民部副参事	宮田智雄君	地域振興課長	大法努君

生活福祉課長 川田 貴之 君  
都市計画課長 神山 尚 君

障害福祉課長 小川 則之 君  
土木課長 寺島 由紀夫 君

## 議事日程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第 1

午前 9時29分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（押本 修君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 二宮由子君

○議長（押本 修君） 昨日に引き続き、5番、二宮由子議員の一般質問を行います。

○5番（二宮由子君） おはようございます。

昨日は男女共同参画相談窓口の充実については伺いましたので、今日は男女共同参画推進拠点の整備はについてから、引き続き再質問をさせていただきます。

男女共同参画推進拠点の整備については、平成28年第3回定例会で拠点整備の状況を伺いました。拠点整備には予算もかかることなので、中・長期的な計画に盛り込んでいただきたいとの要望もさせていただきました。しかしながら、市が作成するさまざまな計画の中で、より具体的な実施計画などにも見当たりませんでしたので、今回、改めて質問させていただきました。

今回の御答弁でも、専用の施設として拠点はなくても、既存の施設の一部を活用し、担当課の組織を拠点として取り組んでいるとの前回と内容的には変わらない御答弁でしたが、これまでの間、どのような検討がされてきたのかを伺うのとあわせて、拠点として取り組まれている担当課の男女共同参画推進を専門に担当されている職員数ですか、また拠点施設の役割についての市の御認識を伺います。

○地域振興課長（大法 努君） 男女共同参画推進拠点の重要性につきましては、審議会からも御意見をいただいているところでございます。新たな拠点施設の整備がすぐに図れないことから、既存施設の一層の活用に向けて、さらなる工夫が必要であると認識しております。新たな拠点施設の整備につきましては、他市の施設も参考に、重要度や維持管理など、施設運営のあり方を研究しているところでございます。市の施策の優先度の検証を踏まえつつ、東大和市公共施設等総合管理計画との整合を図る中で検討していく課題と認識しております。

それから、続きまして担当職員でございますけれども、消費・共同参画係の2名で担当しております。拠点施設の役割についてであります。意識啓発の向上につながるような情報を発信し、情報収集や交流の図れる場所であることが、拠点の役割であると認識しております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 市の施策の優先度を踏まえて検討されるということですが、その拠点施設の役割について御答弁されていたように、市民への意識啓発や情報収集、あと活動されているグループや地域の交流拠点に加えて、災害時には男女共同参画の視点から迅速な対応が図れる重要な施設であると思っています。ぜひ、優先的に取り組む施策であると思いますので、進めていただきたいんですが、まずここで拠点施設の設置を優先的に取り組んでいる他市の状況を伺いたいと思います。

○地域振興課長（大法 努君） 東京26市におきましては、18市で男女共同参画推進のための拠点施設を設置しております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 18市が設置されているということですので、未設置は8市ですよね。その8市のうち、

当市を抜かした7市ですか、その7市の状況について、当市と同様に、例えば担当課を拠点として取り組まれているのか、また既存の施設の一部を活用されているのか、その7市の状況について伺います。

○地域振興課長（大法 努君） 拠点施設、未設置の7市での取り組みでございますけれども、当市と同様、担当課の組織を拠点として施策の推進に取り組んでいるということでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 当市と同様ということですので、当市の状況などちょっと伺いたいと思うんですが、平成28年第3回定例会で御答弁されていた本庁舎1階ロビーに専用ラックの設置と、新堀地区会館の一部に、その常設の資料展示コーナーの設置の2カ所から変わりがいいのかというのを伺うのとあわせて、本庁舎1階の専用ラックでのチラシの状況について、より市民の皆様に興味関心を持っていただけるようなチラシの配置や、その専用ラックの設置場所の改善など工夫が必要ではないかと思いますが、この何らかの工夫というのはされていらっしゃるのか伺います。

また、先日開催されました男女共同参画フェスタの1階ロビーのチラシについて、何日間ぐらいで何枚ぐらいが市民の方に持ち帰っていただけたのか、わかるようでしたら伺います。

○地域振興課長（大法 努君） 既存施設の一部の活用につきましては、本庁舎1階ロビーと新堀地区会館2階の2カ所から変わりはございません。

また、専用ラックには、講座の案内のほか、市民の編集委員による情報誌「はーもにい」に色紙を使用して、目にとめていただけるようにすること。また、東京都からのお知らせ、あるいはマザーズハローワークからのお知らせなどの表記を加えるなど、手にとっていただけるよう努めているところでございます。また、設置場所につきましては、1階ロビーのスペースも限られており、増設や配置がえが難しいことから、手にとっていただけるようなそういう工夫について、引き続き検討してまいりたいと思います。

男女共同参画フェスタのチラシについてであります。1階ロビーに1月25日から3週間配置をいたしまして、60枚のチラシをお持ち帰りいただいております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 第3回定例会で伺った状況と変わらないという御答弁だと思います。本庁舎1階のロビーの専用ラックに関しては、確におっしゃるとおりロビーのスペースにも限りはありますので、増設ですとか配置がえなど難しいと思いますが、現状と——朝、確認もしてきましたが、そのラックにあきが多数ありますので、市民の皆様が興味を持っていただけそうな、例えばですよ、近隣市の取り組みの情報提供も行っていただいて、チラシの持ち帰りも、その男女共同参画フェスタのチラシですか、3週間で60枚ですと、平日は5日間ですから、3週間の15日間ですか——で1日4枚ですよ、割ると。決して多い枚数とは思いませんので、現状のラックの向きというも含めて、今ラックの設置場所がトイレの前なんですけれども、その配置がえなども行っていただくような、さらなる工夫をお願いします。

また、ここで伺いたいのは、そのラックより広い既存の施設の一部を活用されている新堀地区会館の資料展示コーナーの管理と利用促進に向けた取り組みを伺います。

○地域振興課長（大法 努君） 少ない職員での対応ではございますけれども、極力、足を運び、資料展示コーナーの現場確認に努めております。また、利用促進に向けての取り組みでございますが、2階が男女共同参画推進の拠点施設であるということ、来館された皆様にご案内いただけるよう、昨年、建物の入り口に案内の表示を張り出したところでございます。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) 今少ない職員での対応ということは、地域振興課が管理されてるということなんだと思うんですけども、私、毎回質問をさせていただく際に、必ず現場を確認しておりますので、今回も新堀地区会館の2階の資料展示コーナーに行っていました。入り口のドアには、男女共同参画情報コーナーの表記があって、入って右側の本棚が専用スペースとなっています。そこには何があるかというと、当市の男女共同参画推進に関連する第二次東大和市男女共同参画推進計画(改訂版)ですとか、平成27年度、28年度の年次報告書や川柳ですか——の作品集などがありまして、またそのチラシも3種類あったんです。なのでいただいてきたんですが、1種類目は第13回東大和市男女共同参画川柳の応募に関するものと、2種類目は第3回東大和市男女共同参画川柳の講座で、10月14日、土曜日の10時から新堀地区会館で開催される「夫婦のワーク・ライフ・バランス コミュニケーション講座」のお知らせでした。3種類目は、男女共同参画情報誌「は一もにい」で、平成24年2月発行のナンバー32号でした。そこで、この3種類のチラシのうち、「は一もにい」以外の2種類の有効期限について伺いたいと思います。

○地域振興課長(大法 努君) 御指摘のございました2種類のチラシの有効期限でございますけれども、川柳の応募については、応募期限である平成29年10月31日、講座につきましては、開催当日の平成29年10月14日と認識しております。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) 今、平成30年ですからね。少ない職員で対応されているので、十分に管理が行き届かないのかもしれませんが、既にもう期限が切れているチラシが置いてある。それチラシしかないんです。もう要するに期限切れのチラシしかないので、先ほど拠点施設の役割について御認識を伺った中で、意識啓発の向上につながる情報発信と情報収集、交流が図れる場というふうに御答弁されている内容と実態というのは、かけ離れていると思うんですね。なので、まずは必要最小限度の情報として必要なもの、不必要なものの管理徹底と、「は一もにい」に関しても、市民が編集委員となって発行されておりますので、先日ですか、第ナンバー38号が市報とともに折り込まれておりますので、最新号と過去のものも含めて、ぜひとも設置をお願いします。

また、その現状の施設と場所、要するに新堀地区会館のあの場所、2階が適切な場所かを含めて既存施設の見直しもお願いをいたします。

拠点施設の整備に関してなんですけれども、その件に関しては以上といたしまして、次に市民への啓発等の具体的な取り組みについて伺いたいと思います。

6月の男女共同参画週間では、市役所敷地内に横断幕の掲示、あとパネルの展示ですか、講座の開設など行っていて、また2月の男女共同参画推進月間ではフェスタの開催、図書展示、川柳の募集、情報誌の発行、メモの配布など、さまざま啓発に取り組んでいるということでした。

そこで、先日開催されました第4回東大和市男女共同参画フェスタで上映されたこの映画、1階では60枚ですか、チラシを市民の方に持ち帰っていただいたという。この映画の「この世界の片隅に」の入場者数と、上映作品決定までの経緯を伺います。

○地域振興課長(大法 努君) 2月17日、土曜日に開催いたしました男女共同参画フェスタの入場者数でございますが、約100人でした。

上映作品決定までの経緯であります。主管課におきまして、映画を通して性別にかかわらず、男女がともに参画して生きるためのヒントになり、男女共同参画の理解につながると思われる候補作品を選定し、決定し

ております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） これ入場者数が100人ということで、私もチラシを拝見させていただいて、ハミングホールの小ホールですか、定員250人ということですから、残念ながら半分まで満たないというか、市民の皆様に興味を持っていただけていないのではないかというふうに思いますので、事業を進める上で、しっかりと今回の結果も踏まえまして検証を行う必要があると思います。

もちろんその今回のアニメーション映画に対して、どうこう言うつもりは全くありませんけれども、男女共同参画の理解につながるために候補作品を選定されているならば、例えば「わたしはマララ」のようなドキュメンタリー映画が候補として挙がらなかったのか、伺いたいと思います。

この映画の内容については、皆様も既に御承知のとおりだと思いますけれども、概要を少しだけ御紹介させていただくと、この映画は2014年、17歳で最年少となるノーベル平和賞を受賞した少女マララを追ったドキュメンタリー映画です。彼女は、タリバンに支配された教育や暮らしについて、ブログにつづったことで、2012年にスクールバスで下校途中で銃撃され、頭に大けがを負いました。それでも、教育を受けられない6,600万人の少女を代弁して声を上げる。武装勢力の脅威に屈することなく、女性や女兒が教育を受ける権利を訴え、声こそ最強の武器と訴え続けて、本気で世界を変えようとした実話です。

このように、今御紹介しましたように、男女共同参画の理解につながる映画として、市として「わたしはマララ」を選定されるお考えはなかったのか伺います。

○地域振興課長（大法 努君） ただいま御紹介のありました「わたしはマララ」につきまして、各市の男女共同参画関連映画会の作品として上映されてるようであります。当市におきましても、平成28年度男女共同参画フェスタでの上映候補作品として選定いたしました。最終的には別の作品を上映した経過がございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 候補作品として選定されたが、結果的には別の作品を上映されたということですが、じゃ「わたしはマララ」を選ばれなかった理由があると思うんですね。なのでそこを伺うのとあわせて、各地で上映されているということは、それだけすばらしい作品でありますし、市民の方々、特に10代の子供たちに鑑賞していただきたい作品ですが、平成28年度以降、今年度ですか、候補作品として上がらなかったのか伺います。

○地域振興課長（大法 努君） 昨日、御質問者からもジェンダーギャップ指数の御紹介がございましたが、この世界経済フォーラムが発表した各国における男女格差を図るジェンダーギャップ指数2016のランキングによりますと、日本は144カ国中111位、映画の「わたしはマララ」の主人公の出身国、パキстанは143位となっております。世界を見渡せば、日本もまだまだおくれをとっていることが読み取れ、海外の男女格差と比較した日本の男女共同参画の現状について学ぶには、よい作品であるというふうには認識しております。現状といたしまして、男女共同参画の理解につながると思われる映画も多岐にわたっておりまして、その中から親しみやすく、また理解しやすい身近なこととして受け入れられる作品の選定に努めた結果、29年度におきましても邦画、日本映画に決定をしたというところでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） より親しみやすく、また理解しやすいということなんですけれども、ぜひ次回の選定には、「わたしはマララ」も含めて、さまざまな海外の映画の中で男女共同参画の推進に関する映画もござい

すので、しっかりと検討していただきたいというふうに思います。

今まで当市の独自の取り組みについて伺いましたが、他市でも男女共同参画事業の推進に向けた取り組みが進んでいます。そこで、例えば他市と連携した取り組みについて、今まで御検討されたことがあるのか、また他市の状況として複数市が連携した取り組みを行っているところがあるのか伺います。

○地域振興課長（大法 努君） 今年度、参考のために近隣市の男女共同参画拠点施設を数カ所、訪問いたしました。そうした中で得た情報によりますと、複数市での連携といたしまして、清瀬市、東久留米市、西東京市が沿線3市男女共同参画連携事業として、また小金井市、国立市、狛江市が多摩3市男女共同参画推進共同研究会として共同事業に取り組んでるといふことでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 市民の啓発など、事業を継続することで効果が得られる場合もあると思いますが、毎年、同じような内容の事業を続けていても効果が得られない場合は、他市の取り組みなど情報を収集して、御答弁のような他市で実施されている広域連携による取り組みが効果的ではないかと思えます。

そこで、その近隣市と連携した男女共同参画推進に向け、当市から近隣市に働きかけを行っていただき、相互協力による新たな取り組みを御検討いただけないか伺います。

○地域振興課長（大法 努君） 意見交換をする中では、単独で取り組むよりも、広域連携による事業展開が男女共同参画意識の醸成には効果的なのではないかとの考えを持つてる市もございました。より効果的な事業展開の手法の一つといたしまして、他市との情報交換も図りながら研究してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） まずは担当課同士がお互いに情報交換できる良好な関係性を築いていただき、事業推進を図っていただけますようお願いいたします。

次に、東大和市男女共同参画推進審議会の答申への対応はについてです。

関係各課が答申の内容を尊重して取り組まれてるとの御答弁をいただきました。そこで、その審議会の答申の中の市政への男女共同参画の推進について、審議会などの男女比率の改善においては、目標数値である30%以上を達成するために、審議会などの現状や男女比率の改善の障壁となる要因を分析し、目標達成に向けて具体的な考察を行い取り組んでくださいとの答申がありました。それに対して、どのように分析され、取り組まれていくのか。また、その審議会の中で、女性委員のいない審議会などに対する委員改善に当たっての女性登用の必要性に関する市の御認識を伺います。

○地域振興課長（大法 努君） 審議会等の男女比率については、平成22年度、24.8%から、平成28年度、25.8%へと改善しつつありますけれども、目標数値の30%にはまだ開きがございます。審議会によりましては、性格上、関係機関の充て職、あるいは関係者の委員により構成されている審議会があるのも現状でありますけれども、改善に向けて地域で活躍する女性リーダーなど、人材発掘のほか関係団体への女性委員派遣の要請、公募に際しては子育て中の女性なども参加しやすい環境づくりに取り組む必要があると認識しております。また、豊かで活力ある社会実現のためにも、さまざまな施策の審議過程に、女性の視点からの提言が必要不可欠であるというふうに認識しておりますので、目標数値である審議会等の女性委員比率30%の実現に向けて、庁内で共通認識を持ち、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 目標数値の30%以上には、まだまだ開きがございますので、女性が参加しやすい環境整備

を図っていただいて、委員改選時には女性の登用に努めていただきますようお願いいたします。

もう一つあるんですけども、審議会の答申の男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備充実に対する取り組みについては、男女共同参画事業を強力に推進するため、組織体制の見直しを行うよう要望され、また拠点施設に関しては、暫定的な措置として既存施設を一層活用し、恒久的施設については計画策定に向けた取り組みを強く要望されています。

そこで、その組織体制の見直しについての御見解を伺うのと、拠点施設に関して現状が暫定的な措置として捉えていらっしゃるのか伺うのとあわせて、恒久的施設の計画策定に向けての見通しを伺います。

○**企画課長（荒井亮二君）** 男女共同参画事業の推進に向けました組織体制の見直し等についてでございます。

現在、組織や定員におきましては、及び事務分掌につきましては、効果的、効率的な行政運営を目指しまして、毎年度、全課を対象にいたしましてヒアリングを実施いたしております。その上で課題を把握し、見直しを図っているというところでございます。今後につきましても、男女共同参画の施策の推進の状況に合わせて、適宜、組織や定員の見直しを図りまして対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○**地域振興課長（大法 努君）** 現在の拠点施設につきましては、暫定的なものではありますが、限られた財源の中で市民サービス向上のため、各施策を推進している現状を勘案いたしますと、早急な恒久的施設の設置は困難であるというふうに認識しております。今現在、与えられた条件の中で、創意工夫に努めてまいりたいというふうに思っております。また、恒久的施設の設置に当たりましては、市全体の施策の方向性も踏まえた中で、総合的な観点から計画の是非について検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○**5番（二宮由子君）** 組織体制についてですけども、先ほど担当職員数を伺いました。消費・共同参画係の2名で担当されてることでしたけれども、その推進計画の期間終了までに男女共同参画事業の推進を図るには、今まで申し上げたように市民への積極的な啓発ですとか、他市との連携ですとか、また拠点整備の管理、充実などなどですね。その現状の体制では、非常に難しいのではないかと思いますので、ぜひとも、例えば係を分けるなどの組織体制の見直しの実施と、あと恒久的施設の設置については、早急な設置は困難とのことですので、計画的にこれも、早急では無理でも、計画的に取り組んでいただけるように要望いたします。

次に、今後の課題はについてです。

さらなる啓発事業に取り組む必要があるとの御答弁でした。そこで、この現状、さまざま啓発事業が実施されているところではありますが、さらなる啓発とは具体的にどのような取り組みなのか伺います。

○**地域振興課長（大法 努君）** 意識啓発事業の一つであります川柳につきましては、今年度で13回目の取り組みとなりますけれども、平成28年度からは市内中学生からも多数の応募がございます。若い世代への男女共同参画意識の醸成の一助になっているのではないかと考えております。引き続き、市内中学校や高校への働きかけを行うとともに、今年度も市内事業所、具体的には森永乳業さんと生化学工業さん、こちらのほうに働きかけを行ったところでございますけれども、今後も市内事業所への新規協力依頼を行ってまいりたいというふうに思っております。

また、見て理解をしていただけるような情報発信が重要でありますので、現在、推進拠点として活用しております新堀地区会館の紹介コーナーの工夫の検討や、ホームページの内容の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。



以上でございます。

○5番(二宮由子君) 川柳の応募者の拡大ですとか、市内事業者の協力依頼もされるとの御答弁ですけれども、そのようにさまざま取り組まれておりますが、ホームページの充実というのはもちろんのこと、若い世代への啓発として、当市が持っております「東大和スタイル」ですか——のSNSなども活用したさらなる取り組み、かつ啓発活動をお願いいたします。

次に、男女共同参画の視点からの防災研修プログラムの活用についての現状及び対応はについて伺います。

当市では、活用されていないという御答弁でした。また、その防災関係者の職員を育成することが目的ということですが、地域防災の中核となる方も研修に参加していただくことで、確実に防災力向上につながると思えますが、職員の方以外でも研修の対象となるのか伺います。

○総務部参事(東 栄一君) 内閣府が作成したこの研修プログラムにつきましては、地方公共団体の職員だけではなく、地域で防災活動の中核となるリーダーや、関係者も対象になるものと認識してございます。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) 御答弁のあった、その防災活動の中核となるリーダーというのは、自治会ですとか自主防災組織で中心的に活動されてる方々ですので、ぜひスキルアップにつながる研修として、男女共同参画の視点からの防災研修プログラムを活用し、地域防災力向上に向けての取り組みを進めていただきますようお願いいたします。

次に、女性防災リーダーの育成はについてです。

男女の区別なく地域の防災リーダーの育成に取り組んでいるとの御答弁でした。市が取り組んでいるその防災モデル地区事業は、各地域で開催され、自主防災組織の立ち上げなど、地域防災力の向上に着実につながっています。また、壇上でも申し上げたように、災害時に職場や地域で防災活動の核となって活躍し、女性の声を反映できる人材の育成が重要であるというふうに思うのです。当市としても、ぜひ女性防災リーダーの育成に取り組んでいただきたいのですが、当市で防災に関連した女性のグループ、現状ですね、女性のグループがあると思うんですが、その活動状況について伺います。

○総務部参事(東 栄一君) 防災に関連した女性グループの活動状況ということでございますけれども、市で現在把握してるものとしましては、南街・桜が丘地域で活動をされております南街・桜が丘地域防災協議会の女性班「たんぼぼ」がでございます。女性としての視点を生かし、つながりを大切にする活動を具体化していくよう努めているとのことございまして、学習会の開催や食品、放射線量測定の簡易検査の実施、それから都立東大和南高校で実施する防災学習会のお手伝い等、精力的に活動されてございます。それから、あと市の消防団では女性部がありまして、「なでしこ」として広報活動、警戒活動のほか、救命講習の普及活動などを行ってるところでございます。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) 今伺いました「たんぼぼ」と「なでしこ」ですか、その2つのグループなど、市内で活動されてる女性グループへの支援体制について伺います。

○総務部参事(東 栄一君) 女性グループへの支援体制につきましては、現在そうした体制をしいてはございませんけれども、事業の実施に当たりまして、相談を受け、対応したこともございますし、今後、相談があれば対応していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 特にその支援体制をしいてはないということですが、私は市内で活動されてる女性グループの方々に対して、先ほどの男女共同参画の視点からの防災研修プログラムの項目でも申し上げたように、スキルアップにつながる支援を行っていただきたいと思っています。

過去の震災の経験から、避難所の運営や復興計画策定などの意思決定の場に、女性が参画していくことが必要だと防災意識が高まっており、さまざまな取り組みが各自治体で行われています。当市でも、そのリーダー的人材の育成に加えて、女性が気軽に防災の講習やセミナーに参加しやすくなるような日程ですとか、内容を工夫していただき、女性限定の防災講習会などを実施し、その中で市内で活動されてる女性グループの方々にも講師として加わっていただくことで、防災活動にかかわる女性の裾野は着実に広がると思っていますので、ぜひとも女性限定の防災講習会など実施していただきたいのですが、御見解を伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 女性限定の防災講習会等の実施につきましては、防災担当として現在のところ考えてはございません。必要性は認識はしてございます。当面は総合防災訓練や防災フェスタ、避難所体験訓練、防災モデル地区事業など、市の主催事業のほか、各自治会等が主催する訓練や講話等を活用する中で、防災リーダーの育成に努めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 必要性というのは認識されているけれども、現在のところ担当としては考えていらっしゃるということですので、考えていらっしゃるということ、次の他市の状況について伺います。

日野市が女性防災リーダー育成講座を実施しているとの御答弁をいただきました。そこで、日野市で取り組んでいる事業の詳細と窓口となる所管課を伺うのとあわせて、当市でも日野市の事業を参考に、現状では難しいという御答弁でしたが、取り組むことができないか伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 日野市に確認したところは、窓口となる所管課につきましては、男女平等課ということでした。それから、日野市が策定している男女平等行動計画におきまして、防災対策における女性の参画推進を施策の方向性の一つに位置づけておきまして、その中の事業として防災における男女共同参画のための講座を実施することなどが明記されており、これに基づきまして女性防災リーダー育成講座を開催しているとのことでした。4回連続講座で、1回2時間ほど、毎回違う講師を招いた講座を実施するとのことですのでございます。本年度につきましては、第1回目が「女性の視点」で地域の防災力がアップする！」と題した講演会、2回目以降につきましては、「日野市内女性防災リーダーに学ぶ～五小防災会の取組」、それから「防災安全課職員が語る～日野市の地域防災」、それから「災害時のトイレ・衛生対策」、あとまとめ講座として「あなたの力で地域の防災力をアップする！」といった内容の講座を実施したとのことですのでございます。

なお、当市における実施につきましては、先ほどの女性限定の防災講習会の実施の御質問と同じく、現状ではちょっと難しいというふうにご覧いただけます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 当市では、防災という二文字がつくと、全て防災安全課が窓口となりますが、日野市は男女共同参画推進の取り組みとして、男女平等課ですか——が担当されているというふうな御答弁でした。そこで、当市でも女性防災リーダー育成講座について、男女共同参画推進の取り組みですので、地域振興課の消費・共同参画係の方ですか——に中心となっていただいて、もちろんその防災安全課とも連携して進めていただくことで、当市の男女共同参画推進事業の底上げにもつながると思っておりますが、いかがでしょうか。

○地域振興課長（大法 努君） 平成28年度に防災をテーマにいたしました男女共同参画講座、「いざという時あなたの大切な家族を守るために」を開催いたしました。北多摩西部消防署と南街・桜が丘地域防災協議会女性班の協力を得まして、男女共同参画の視点から防災を学ぶ機会を設けたところでございますが、女性防災リーダーの育成を主眼に置いた講座については、検討したことはございません。現在、各課でそれぞれの施策に応じた取り組みの中で、男女共同参画の視点も加味した事業を実施しており、主管課といたしましても意識醸成のきっかけづくりを委ねているところであります。女性防災リーダーの育成講座に関しましても、防災安全課の事業の方向性もありますことから、地域振興課が率先して取り組むことについて、現在のところ考えてはおりません。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 地域振興課では、防災をテーマとした講座の開催をしたけれども、女性防災リーダー育成の講座は率先して取り組む考えはないという御答弁でした。防災安全課は、現状では実施は難しいということですね。地域振興課では、率先して取り組むことは考えていないという。御担当をされるであろう2つの課の方々が、実際には難しい、率先して取り組む考えはないということですが、第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）に、新規事業として防災分野への女性の参画が加わりました。その取り組み内容としては、避難所運営における男女共同参画を推進するため、防災訓練や運営などへの女性の参画を促し、女性の防災リーダーの養成を図るというふうに示されておりますので、計画の試行期間ですか、5年間で終了する平成32年度までの残り3年間で、女性防災リーダーの育成を図るための研修や講座など、現状では実施が難しいということでしたが、今後どのようにその計画に盛り込まれているものを取り組まれていくのか伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 男女共同参画社会は、男性の役割、女性の役割といった社会的、文化的に形成された性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保される社会ということで、この観点から、これまで男女の区別を設けることなく取り組んできたところでございます。ただ、それだけでは女性の視点が十分反映されないのも事実でございますので、女性の視点を持った防災リーダーの必要性は認識してるところでございます。繰り返しになりますけれども、既存事業との活用を含めまして、取り組みにつきましましては今後研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 必要性は十分認識されているというふうに思うんですけども、既存の事業を活用して取り組むというふうに、御答弁が繰り返しになっておりますので、次の今後の課題はについて伺いたいと思います。

防災に関して、女性の視点に立った適切な取り組みが課題というふうな御答弁をいただきました。そこで、東京都が発行する「東京くらし防災」を参考にした東大和市版というんですか、そういったものを作成して、女性防災リーダーの育成に活用していただくことで、女性の視点に立った地域防災力向上につながる取り組みではないかと思うんですが、いかがでしょうか。御見解を伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 東京都が発行いたしました「東京くらし防災」ですね、読まさせていただきましたけれども、コンパクトで内容もわかりやすく、とてもよい冊子だと思います。現時点では、窓口による配布が中心で、活用については具体化はしておりませんが、一応、訓練やイベント等でも活用はできますことから、とりあえず今、追加交付を東京都のほうにお願いをしたところでございます。まずは「東京くらし防災」の配布と活用などを進めながら、東大和市版の作成というものにつきましましては、その後に考えていければというふう

に考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 「東京くらし防災」というのは、3月1日に配布されたばかりですので、これからその具体的な活用方法について検討していただいて、ぜひ地域防災力向上につながる取り組みをお願いいたします。

また、日野市の女性防災リーダー育成の取り組みというのは、男女平等行動計画ですか、日野市の――で位置づけられています。その中で、その事業として女性防災リーダー育成講座が開催されているという御答弁もいただきました。当市での女性防災リーダー育成講座の実施は難しいという繰り返しの答弁をいただきましたが、日野市と同様に、当市でも第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）に位置づけられておりますので、ぜひ防災分野への女性の参画の事業推進に向けて、女性防災リーダーの育成に着手し、あらゆる場での女性の活躍を推進していただきたく、またその男女共同参画推進拠点の整備についても、既存施設の見直しを含めた拠点施設の整備を計画的に、また積極的に取り組んでいただきたく要望し、最後になんですが、今まで申し上げました男女共同参画推進の当市の取り組みに対する市長の御所見を伺います。

○市長（尾崎保夫君） いろいろと御提案をいただき、私どものほうも参考にさせていただきたいというふうに思います。要は男女それぞれ一人一人の能力が生かせるような社会ということで、お互いに尊重しながらということになるかなというふうには思っております。

女性防災リーダーということもございますけど、「なでしこ」というのも、できてもう大分たちますけども、少しずつではありますけども、そんな形で女性のよさを生かしながらやっていくということで進めて、また南街のほうでは「たんぼぼ」ということで、主体的にそのような方々が組織をつくり活動していると。特に広報活動等、積極的にされているようですけども、そのような、それぞれの特性、男、女、それぞれの特性等を生かしながら、やっていければいいかなというふうには思っております。

女性の拠点ということでもありますが、なかなか公共施設内に一定の拠点をというのは難しいところもありますけども、先ほど答弁にもありましたように、これから公共施設のあり方というのを検討していくと。これは基本的には削減という方向にいかざるを得ないだろうというふうに思っております。そういった中で、いろんな要望が出されていますけども、それをどうその中に生かしていけるのか、今までと違った発想がないと多分だめなんだろうというふうに思っております。また、世の中、民間企業等におきましては、女性の管理職がふえないと、これからの社会の中で会社として発展していかないと、そんな話も出てきていることも事実であります。ですから、そういった意味では女性の視点を生かしながら、改めて東大和の公共施設、あるいは防災関係、そしてそれぞれの事業に向けて考え方等を整理しながら、しっかりと進めていければというふうに思っています。

以上です。

○5番（二宮由子君） ぜひ、女性防災リーダーの裾野が広がるような取り組みをお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、二宮由子議員の一般質問は終了いたしました。

---

◇ 中 村 庄 一 郎 君

○議長（押本 修君） 次に、8番、中村庄一郎議員を指名いたします。

〔8 番 中村庄一郎君 登壇〕

○8番（中村庄一郎君） 皆さん、おはようございます。8番、中村庄一郎。通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

1番といたしまして、観光についてでございます。

①といたしまして、東大和市の観光について、現状と今後の課題についてであります。

②といたしまして、東京2020オリンピック・パラリンピックに関係する現状と今後の課題についてであります。

③といたしまして、国や東京都の事業等や補助金等の現状と課題についてであります。

④といたしまして、市内の連携の現状と今後の課題について、商工会とかJ A東大和、その他についてであります。

2番といたしまして、教育についてであります。

①といたしまして、学校教育の現状と今後の課題について。不登校ですとか虐待、学力・体力の低下などがございます。

②といたしまして、社会をたくましく生き抜く人材の育成についてであります。

③といたしまして、東大和市の学校経営についての現状と今後の課題であります。

④といたしまして、地域との連携、協働についてであります。学校、家庭、地域や社会のそれぞれの役割や相互の連携についてであります。

⑤といたしまして、特色ある教育活動についてであります。

以上でございます。

再質問につきましては、自席に着いて行わさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

〔8 番 中村庄一郎君 降壇〕

〔市 長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、東大和市の観光についての現状と今後の課題についてであります。市の魅力や知名度の向上のほか、地域経済の活性化を図る上で観光は重要な施策の一つであり、特に多摩湖等の観光資源の魅力発信につきましては、観光ボランティアガイドや民間事業者との連携や、3市1団体による狭山丘陵観光連携事業の推進に取り組んでおります。今後の観光事業の推進に当たりましては、農業、工業、商業とのさらなる連携や、観光資源の発掘や情報発信の効果的な取り組み等が課題であると認識しております。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関する現状と今後の課題についてであります。国及び東京都におきましては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会と、その先を見据えまして、外国人旅行者への対応等に関する観光施策のビジョンを示しております。今後の課題としましては、近隣市と連携を図る中で、多摩地域への旅行者誘致の促進に向けた観光資源を創出することであると認識しております。

次に、国や東京都の事業や補助金等の現状と課題についてであります。外国人旅行者の急増や旅行による消費の動向等、観光による環境の急速な変化に対応するため、東京都は補助事業等を整備しております。しかし、新規性や先駆的事业など、限定的な交付条件を求められるものが多いことも現状であります。今後、国や東京都の動向に注視しながら、観光事業にメリットとなります補助金等の活用について、検討することが課題であると認識しております。

次に、市内の連携の現状と課題についてであります。市では観光事業の一環としてうまかんべえ～祭や、

まちフォトコンテスト、スイーツウォーキングを実行委員会形式で運営していますが、これらの委員として商工会やJ A、また市内事業者等の方々に御参加、御協力をいただきながら連携を図っております。今後の課題としましては、地産品を活用したコラボレーション商品などの開発に向けた取り組み等が必要であると認識しております。

次に、教育についてであります。学校教育の現状につきましては、現在、各小中学校におきまして、学力向上を初めとして、さまざまな教育課題の解決に向けて全力を挙げて取り組んでいるところであります。人材の育成につきましては、学校はこれからの未来を担う児童・生徒に、たくましく生きる力として知・徳・体のバランスのとれた力を育成しております。それら児童・生徒の育成を図るために、学校は児童・生徒の実態、地域の状況を把握し、特色ある教育活動を展開しております。そして、校長がリーダーシップを発揮し、教職員の人材育成に力を注ぐとともに、保護者や地域と連携を図り、地域とともにある学校づくりを進めております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、学校教育の現状と今後の課題についてであります。現在、各小中学校では校長のリーダーシップのもと、組織的な学校運営がなされており、児童・生徒の学力の向上や健全育成のために、職員が丸となって取り組んでいるところであります。学力につきましては、各教科の中で東京都の平均正答率を上回る学校がふえてきており、各校での授業改善の成果があらわれ始めています。体力につきましては、平成29年度の調査において、小学校男子はどの学年においても東京都平均を上回るなどの結果が出ております。不登校の問題等、健全育成に関しましては、学校や関係機関と密に連携を図りながら、一つ一つ丁寧に対応しているところであります。今後さまざまな課題解決のために、尽力を尽くしている学校職員の働き方改革を進めながら、さらなる児童・生徒の学力向上、体力の向上、豊かな心の育成に取り組んでまいります。

次に、社会をたくましく生き抜く人材の育成につきましては、学校は社会でたくましく生き抜いていくために必要な生きる力を、保護者、地域の方々とともに育成することを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開しております。その中で、一人一人の児童・生徒に基礎的・基本的な知識を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力などを育てているところであります。今後も児童・生徒の自尊感情や自己肯定感を引き出し、東大和市の学校で学ぶことに誇りを持たせていきたいと考えております。

次に、東大和の学校経営についてであります。現状と今後の課題につきましては、校長は学校経営方針を具体的かつ積極的に、職員、保護者、地域に周知し、校長が目指す学校づくりを共有する中で、職員、保護者、地域が互いに信頼し合い、まとまりある組織として学校を機能させております。今後、教員の職層ごとの責任を明確にし、学校組織の機能を高めております。

次に、地域との連携、協働についてであります。現在、学校と地域はさまざまな機会において連携、協力した活動を進めております。今後、子供たちが次代を担う大切な地域の財産であることを認識し、学校と地域とが連携、協力して子供たちを育成していくことが大切であると考えております。地域の思いや願いに応えながら、誇りある学校づくり、社会に開かれた学校づくりを学校と教育委員会が丸となって進めてまいります。

次に、特色ある教育活動についてであります。現在、市内各学校におきましては、小中一貫教育を進めており、中学校グループごとにそれぞれの児童・生徒の実態、地域の実態を踏まえ、特色ある教育活動を実践しております。例えば第五中学校のグループにおきましては、第五中学校、第七小学校、第九小学校が校

内研究のテーマを同じにして授業研究を合同で行っております。2校の小学校児童は、同じ中学校に進学することになりますので、授業の進め方や生活規律など、児童は戸惑いなく進学することができます。そのほかの中学校グループにおきましても、各校の実態に応じた小・中一貫教育を進めており、児童・生徒の学力、体力向上や健全育成のために工夫した実践が行われております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、観光についてからお伺いいたしたいと思います。

観光については、東大和市産業振興計画に基づいて、観光事業を活用した農業、工業、商業の総合的な発展を目標に、東大和市の知名度の向上、それから観光資源の発掘や情報発信に取り組んでいるというふうに認識をしているところであります。平成29年第2回定例会では、狭山丘陵観光連携事業による近隣市との連携について、また第3回の定例会では東大和市の特産物等、販売による商工会との連携について質問をまいりました。これらを踏まえて、その後の状況などについてお伺いをしたと思います。

よろしく申し上げます。

○市民部副参事（宮田智雄君） 3カ年計画で取り組んでおります3市1団体による狭山丘陵観光連携事業につきましては、1年目となります平成29年度の活動として、観光資源等に関する実地調査を行い、今年度内にこの報告書が完成する予定でございます。また、東大和市商工会特産品の茶うどんにつきましては、東京経済大学のゼミナールが研究題材として取り上げてくださり、多摩地域の大学によるコンペティションで奨励賞を受賞されました。この協力をきっかけとしまして、商工会とともに同ゼミナールとの新たな連携が生まれたところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 狭山丘陵の観光の連携事業においては、観光資源等の調査を行ったとのことではありますけれども、東大和市を代表する観光資源としては、やはり多摩湖であるかなというふうに言えるかなと思います。これまでも、桜の花見や秋の紅葉などに着目しているんですけれども、今後、連携事業で新たな観光コースが設定される際には、できれば多摩湖の自然は十分に取り入れられるものというふうに想定はできるんですけれども、しかし多摩湖をテーマにした連携は、狭山丘陵を包囲する自治体間にとどまるものではないというふうに考えてはおります。それは、例えば多摩湖の水源が、羽村取水堰から取水した多摩川系の水であることから、その隧道が通っております自治体との連携や、あとはその羽村取水堰から玉川上水土手の約1キロの間の桜の名所を活用したりすることなどで、さらに連携事業の広域化が図られるというふうに思っております。この点について、考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○市民部長（村上敏彰君） 平成29年度の狭山丘陵観光連携事業につきましては、オブザーバーといたしまして、瑞穂町と所沢市が参画をいたしました。平成30年度におきましては、入間市が加わる計画もありまして、狭山丘陵を囲む5市1町1団体で、さらに連携に広がりを見せることとなりますので、この事業はさらに推進していく計画でございます。こうした動向を踏まえまして、今後さらなる自治体の広域化につきましては、広域化が図れる可能性もございますので、引き続き研究してまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

今回の一般質問の中でも、モノレールのことなんか出ておりますけれども、このモノレールの事業なんか考えますと、大和が起点で瑞穂町とかということになりますと、そういう意味では提携というか、いろんな

意味で共同してできるのかなど。あとは過去におきましても、交流が結構ございます。例えば今現在、村山・大和家庭婦人バレーボールというママさんバレーがあるんですけど、過去には3市の交流ということで、東大和、武蔵村山、それから瑞穂も入っていたんですね。今はちょっとバレーボールのあれがなくなっちゃって、瑞穂の方は入ってらっしゃいませんけども、もうそれが多分50年ぐらい続いて、今まで過去にはあったと思います。そんな事業もされてましたし、現在は瑞穂の産業まつりなんかも、豊鹿島のおみこしの保存会で、みこしを担ぎに応援に行ったりしております。また、瑞穂では、環境省からたしか補助金をいただいて、江戸時代からあったみこしを、ここで修復しまして、立派なみこしで、そんなものなんかもあるようでございます。そういう意味では、やっぱり瑞穂とも上手につき合っているのかなというふうに思います。

また、所沢については、当然、堤体工事の問題がございますので、そういう意味では、これからますます協力体制、それには貯水池ですね、村山貯水池が、前にもちょっとお話したかと思いますが、貯水池の工事が始まりましてから90年、恐らく移転のあれからしますと100年近くになってると思います。これアニバーサリーということも含めて、一つの考えがあるのかなど。また、貯水池の移転の先が、大和ばかりじゃなくて、所沢の山口あたりですね、あそこにもいろんな移転された方がいっぱいいらっしゃいます。そんなことも踏まえまして、これからいろんな意味で、おつき合いがまたうまく始まるのかなど。

あと、ちょっとこれはまた、せんだって市長とお会いをしていただいたんですけども、山口の中学校の女子の生徒が、これが日本のボクシングのジュニアチャンピオンでいらっしゃいます。これが大和のボクシングジムのトレーナーの娘さんでいらっしゃいます。大和には、そのほか2人、ジュニアチャンピオンがいらっしゃいます。五中をここで卒業された男性、これが、この間、フィリピンのほうで大会に出てきた。四中の女性で、これが56キロ級ですか、これでやっぱりジュニアチャンピオンの方がいらっしゃいます。大和のボクシングジムの方です。こういうことから、やっぱり交流も少しずつ進んでいるのかなど。

あと過去には、第三セクターということで、モノレールが西武球場駅のほうに向かっていくんだというふうなお話もありましたですね。そんなことの——今は第三セクターというのは、ちょっと今、頓挫してないですけども、そんなことからいろんな経緯を含めていくと、こういう連携体制ができてくるのかなというふうに思うわけでございます。

それでは、狭山丘陵観光の連携の事業の状況については今把握ができました。あと、さらに済みません、東京「ニイマルニイマル」と言いましたけど、「ニイゼロニイゼロ」というふうに言うべきだということであります。

東京2020オリンピック・パラリンピックの競技大会を見据える中では、平成29年には2,800万人以上となった外国人旅行者をターゲットにした観光事業についても、検討する必要があると感じております。この外国人旅行者向けの観光事業に関しては、連携事業とは切り離して、東大和市独自の取り組みなどがあるかどうかを伺いたいと思います。

これは一例ではありますが、ことしも2月11日の建国記念の日ですね、こちらの奉祝パレードに、明治神宮で行われます表参道から明治神宮までのパレードですね、こちらに豊鹿島神社のみこし保存会で参加してきました。2月11日、9時15分から14時までであります。このパレード隊が約6,150名で、本体が750名、それからみこしの関係の方々が5,400名ということであります。豊鹿島神社が第2梯団ということで、450名の方を従えまして、パレードに行ってきたようであります。

その中で、非常に多くの外国人の方が、豊鹿島神社のみこしのはんてんを着て、そこで写真を撮りたいとい



うことで非常に人気がありました。このみこしは、栃木のみこし師の小川政次さんという方がつくられたみこしですね。数千万円するみこしでありますので、どの方が見ても、やっぱり立派なみこしであるということで、特に外国人の方々も近くでぜひ撮りたいと、御家族で撮られたということもありまして、こういうことがまたネットやなんかで外へ広がっていくのも、一つのあれかなというふうに思っております。その人気は、非常に高かったということだけは、ちょっとここで御報告させていただきます。

平成28年度に実施した、あとトレジャーハンティングの事業ですね。これは豊鹿島神社で行われた地域の祭りとのコラボレーションをされましたけれども、このような事業は外国人旅行者向けとしては非常に喜ばれるんじゃないかというふうに考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○市民部副参事（宮田智雄君） 平成29年度に市が実施しました観光事業で、外国人旅行者をターゲットとした取り組みまでには至っておりません。しかし、多摩湖竣工90年に当たり、東大和観光ガイドの会と共催いたしました多摩湖周辺まち歩きツアーなどは、日本の歴史、文化、自然という視点で、外国人の旅行者向け事業のモデルになるものと考えております。

それから、ただいま議員から御意見がありました国の交付金を活用いたしましたトレジャーハンティング事業では、地元の振興や地域活性化への効果に期待はできますが、国や東京都の補助金の交付条件等もあり、補助金を活用した事業の持続性に関する課題もございます。しかしながら、観光事業におけるメリットもございますことから、今後も効果的な補助金の活用を検討していきたいと考えてはおります。

また、平成30年1月25日に発表いたしましたゲーム会社とのタイアップ企画としまして、イラストを活用した東大和市舞台探訪マップの公表などに取り組みました。今後、外国人旅行者向けの事業の研究材料の一つになるものと考えております。

以上でございます。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時34分 休憩

---

午前10時43分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

トレジャーハンティングにつきましては、たしか内閣府の地方創生のことであれですね、補助金ということでもいただいたことだと思います。たしか二千四百何十万円ということ、2,500万円ちょっとかけるところだったのかというふうに。補助率が10分の10というふうなことで、企画の担当の皆様方が大分御苦労されて、何回も何回も企画書をつくり直したりとかされたんじゃないかなというふうに思います。

都内でもなかなか国の補助金をというの、特に三多摩地域ではちょっと少ないようでありますね。区部においては、結構利用される方も多いようでございます。それが、なかなか企画書をつくるのが大変だという部分なんかもあるようでございますけれども、実は私の知り合いで、元行政マンでいろんなことをされた方がいました。その方は、市民はサービスを選べないんだと。行政サービスというのは、行政サービスの独占性というのがあって、例えば大和の人間は武蔵村山に行っても、武蔵村山のサービスは受けられないんですよっていうことなんですよね。そうすると、予算の中で何をするかということになりますと、やはり補助金をどんどんどんどん取り入れたりして、どんどん活用していくということにして、サービスの向上を目指すのが、一つ

考え方がありますよねという話をされる方がおりました。

また、ゲーム会社のタイアップというふうな、企画というふうなお話がありました。なかなか、これ大和の市内の中にはゲーム会社というのはないようですけども、できれば大和から出すお金は大和の企業に落とすというふうな形のものですね、お金は余り外に出さないようにできれば一番いいんですけども、こういうところはなかなか難しいかなど。後でちょっとそんなことも、触れてみたいなというふうに思っておりますけれども。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会についてお伺いをいたします。

平成29年第3回定例会でも質問させていただきましたけども、観光事業では生活圏を超えた国内外の旅行者への対応のうち、特に宿泊施設がないことが問題であると伺ってはおります。このことも踏まえて、多摩地域へ旅行者誘致の促進に関して、近隣の市との連携の現状と課題について伺いたいと思います。

○市民部副参事（宮田智雄君） 近隣の市との連携であります。平成29年度に東京都市長会では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会と、その先を見据え、多摩地域の観光振興や観光ビジネスの創出による産業振興等に向けて、30の市町村による多摩地域観光地域づくり担当課長会議を開催し、市町村での広域連携を体系化することなど、その可能性についての研究を開始いたしました。しかし、各自治体の観光施策に対する組織体制等の相違もあり、広域化に向けた接点を見出すことが課題の一つとして取り上げられております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、外国人旅行者が増加することが予想される中で、観光事業の推進を図るとともに、国際交流事業を推進して地域活性化につなげていくよい機会であるというふうには考えておりますけれども、そうした中で東京2020大会の参加国と国内の自治体が交流等を図る取り組みであるホストタウンについて、当市は誘致する予定はあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○企画課長（荒井亮二君） ホストタウンにつきましてでございますが、東京2020大会の参加国や参加地域と地方自治体が、大会開催期間の前後におきまして、人的、経済的、文化的な相互交流を図るものであると認識してございます。海外の国や地域との国際的な調整ですとか、また連携等が必要になること、また交流事業自体は一過性なものでなく、大会終了後も見据えまして、継続的な対応が必要になってございます。こういったところから、非常に規模の大きい取り組みとなりますことから、事業の目的や効果、またそして財政負担などについても多くの課題があるというふうに考えてございます。当市におきましては、現時点ではホストタウンの誘致は考えてございません。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ホストタウンの誘致については、さまざまな検討が必要になるということですが、オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした地域活性化や、人材育成を目的とした一つの提案といたしまして、市内でオリンピックやパラリンピアンを招いた講演会等を行ってはどうでしょうか。

○企画課長（荒井亮二君） 御提案いただきましたオリンピックやパラリンピアンを招いた講演会等の開催についてでございます。これまで市では、東京都のオリンピック・パラリンピックに関します補助金を活用いたしまして、例えば多摩湖駅伝にオリンピックを招き、参加者との交流を行ったほか、車椅子バスケットボール大会の開催ですとか、また体験教室を一部の小中学校で開催いたしまして、パラリンピアンから小中学生が直接指導を受けることなどの取り組みを実施しているところでございます。

また、市内の小中学校におきましても、全校が東京都のオリンピック・パラリンピック教育推進校となっており、各学校のオリンピック・パラリンピックに関する学習の中で、オリンピックやパラリンピアンとの交流を推進していただいております。実際にオリンピック、またパラリンピアンのお話を直接聞くことにつきましては、市民の皆様や児童・生徒たちにとっても、非常に貴重な体験であるというふうにご覧いただいております。特に児童・生徒にとりましては、オリンピックやパラリンピアンのお話が記憶に残りまして、その後の自身の成長の糧になる可能性も大いにありと見ていただいております。今後におきましても、オリンピック、パラリンピアンをお招きした取り組みの実施について、検討していきたいというふうにご覧いただいております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、次に国や東京都の事業や補助金等についてお伺いをしたいと思います。

まず、平成29年第2回定例会でも質問させていただきまして、また平成28年度に行われました2つの事業ですね、国の地方創生加速化交付金ですね。済みません、先ほどは内閣府担当云々と言いましたけれども、名称は地方創生加速化交付金でございます——を活用して2つの事業を実施したうちのトレジャーハンティングの事業ですね、こちらの取り組みについては、そのときにも述べましたが、かなり評価のできるものというふうにご覧いただいております。大変お疲れさまでした。

また、もう一つの事業としては、観光事業のプラットフォーム運営会議ですね、事業に取り組んだと記憶していただいておりますけれども、この会議の現状と課題についてお伺いをしたいと思います。

○市民部副参事（宮田智雄君） 平成29年度も継続事業としまして、プラットフォーム運営会議事業を実施いたしました。今年度は、国の交付金が非該当となる一方で、東京都市町村総合交付金に該当しましたことから、こちらの活用となりました。しかし、補助金を活用した事業につきましては、継続した財源の確保が課題であると認識していただいております。また、新たな連携としまして、今年度のプラットフォーム運営会議には、東京経済大学のゼミナールが協力者として御参加くださいました。今後、ゼミナールとのコラボレーションなど、発展性に期待の持てる事業として、展開してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 先ほど東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のその先を見据えて、多摩地域の観光振興に向けて、東京都市長会では広域連携として、多摩地域観光地域づくり担当課長会議ということを開催したとの答弁がございました。平成29年の第3回定例会でも質問させていただきましたが、地域の商工会でもこの動向が見られ、今年度、広域かつ産業横断的なネットワークの組織といたしまして、東京都商工会連合会に新設されました多摩観光推進協議会が、東京都の補助金を活用いたしました多摩観光・産業振興ネットワーク事業を開始したことということで承知をしているところでございます。そこで、この事業の現状と課題についてお伺いをしたいと思います。

○市民部副参事（宮田智雄君） 29年9月に設立しました多摩観光推進協議会が実施します多摩観光・産業振興ネットワーク事業では、多摩地域への国内・国外旅行者誘致を目的に、平成29年からの5年間の事業となっております。事業内容は、多摩地域への旅行者誘致プロジェクトとしまして、マップの作成、古民家を活用した宿泊体験モデルの構築、観光資源の発掘や観光ルートの開発、そして情報の発信、この4つの事業を計画しています。このうち、観光ルート開発事業では、当市を含みます北多摩地区のうどんをメインにした観光ルートの立ち上げ及びモニターツアーが実施されました。しかし、当市での該当店舗数が少ないことが課題であったと、商工会よりお話を伺っております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。よくわかりました。

それでは、次に市内の連携の状況と今後の課題について伺いをしたいと思います。

東大和市産業振興基本計画では、地産品を活用したコラボレーション商品などの開発を目指しているというふうにしております。市長答弁にもありましたけども、この取り組みが課題であるということは、よく認識しているところでございます。以前、東大和市産のサツマイモを材料に、スイートポテトを製造、販売するこだわりの人気店が市内にもありました。大和ブランドを確立するまでには、ちょっと至らなかったんですけども、閉店となってしまいましたのでですね。個人の取り組みだけでブランド力を高めることは困難であります。やはり地域としての取り組みですね、つまりは商工会やJAとの連携によりブームをつくること、これが必要であったかというふうに思うわけであります。昨今の商品開発に当たっては、もうけ主義が先行して本筋から外れがちではないかというのの非常に思いも強いのですが、連携による商品開発の取り組み等の現状について伺いたしたいと思います。

○市民部副参事（宮田智雄君） 市内の連携による商品開発の取り組みの一つとしましては、うまかんべえ～祭でのグルメコンテストを機会に、これまで商工会等の協力により、入賞メニューを市内の販売店で販売してまいりましたが、ヒット商品までには至っておりません。

一方、うまべえ関連の商品開発につきましては、市内事業者の方々の御協力により、現在27の店舗及び福祉作業所で商品が販売され、広がりを見せているところでございます。これらの商品販売数が上がるように、PR活動に努めるとともに、議員の今の御意見のように、ブームをつくること、このことも必要かと考えております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） うまかんべえ～祭につきましては、ぜひ今後、もう少し力を入れていただいて、やはりグルメコンテストとかいろんなこともあるようでございますけれども、できれば商品開発の部分に、もう少しいろんな方の参入をいただきながら進めていくのも、本来のうまかんべえ～祭の中の目的だったのかなというふうに思うわけでございます。そういうところも今後も期待しておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、観光を取り巻く環境の急速な変化の中で、東大和市への外国人旅行者数の想定は難しいところにはございます。外国人旅行者向けの観光資源の創出や、既存の資源の活用についても考える時期に来てるのかなと。また、ますます地域事業との連携は、重要な取り組みの一つであるというふうにも考えているところであります。市内には、中小企業大学校があり、この中の創業支援部署とのタイアップによりまして、新たな観光産業を生み出すチャンスであるのかなというふうに思っております。この視点から、中小企業大学校との連携について、取り組み等があれば伺いをしたいと思います。

○市民部長（村上敏彰君） 中小企業大学校との連携につきましては、平成26年度及び27年度に出場いたしましたゆるキャラグランプリで、企業等によります応援サポーターとして御協力いただきました。報告会では、会場を提供くださるなど、観光キャラクターうまべえ、そして東大和市の知名度向上に寄与していただいたものと考えてございます。

また、中小企業大学校には、創業支援、新事業支援拠点としてビジネストがございまして、市と商工会、ビジネストとの三者で、総合支援事業を展開しております。御質問者より提案がございました観光産業につなが

る創業支援の可能性につきましては、今後研究してまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） このところの議会ですね、続けているいろいろ観光については、いろいろお聞きいたしましたところであります。観光を活用した農業、工業、商業の総合的な発展を目標といたします東大和市産業振興基本計画ではありますが、交流人口の増加と経済の活性化は必ずしも比例するものではないというふうに考えてはおります。昨今のいろんな講習だとか講演なんかをお聞きしますと、外国人旅行者が急増する一方で、経済効果は期待するほど上がらないで、逆に交通渋滞や治安悪化等で新たな社会問題を抱えてる自治体の事例なども聞いてはおります。つまりは、人が多いがお金を落とすほどの観光資源にはなっていないという現象ではあるのかなというふうに思います。東大和市の生活環境に見合った観光資源を創出するためにも、今後は地域で観光の担い手となる人材を育成する、このことに力を入れていただければというふうに思うわけであります。

ありがとうございました。

じゃ、次の学校教育について移らせていただきます。教育についてであります。

学校教育についてでありますけれども、小学校では平成32年度に新しい学習指導要領が完全実施となります。それに向けて、現在、教育委員会でも、移行期間での英語教育の実施や授業の時間の確保、児童・生徒の主体的、対話的で深い学びに向けた授業改善の実施など、やるべき課題も数多くあるのだというふうに思います。また、指導する内容のことだけではなくて、教える側、先生方の働き方についても改善を迫られているというところではあると思います。そうして考えますと、今まさに教育が変わろうとしているところであるというふうに認識しており、本市の教育にもさらなる期待をするところではございます。

そのような中、本市における学校教育は、現在、小中一貫教育を初め、各校の工夫した取り組みによりまして、少しずつではありますが成果が生まれていると聞いてはおります。先生方が文部科学大臣表彰を受け、また児童・生徒が東京都教育委員会からも表彰を受けたことは、その成果のあらわれでもあるのかなというふうには、非常に感銘してるところであります。また、地域の方々も、学校をともに作り上げていこうというその意識に、このことも非常に高まっているのではないかなというふうに思うところでもあります。そのような中で、東京都の中で感謝状をいただいたといった話も数々聞いております。大変すばらしいことだというふうにも思っております。

そこで、現在の東大和市の教育の現状ですね、課題についてですが、教育長答弁にもありましたように、学力、体力、またその他のことについても向上傾向のようではありますが、まず学力について教育委員会としてはどのようなところに力を入れて取り組みを進めているのか、もう少し詳細に教えていただきたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○学校教育部参事（岡田博史君） 学力についてでございますけれども、簡単に申しまして今、課題がですね、基本的な問題ができてない子供とできる子供のその開きが、小学校の低学年の段階でもうでき上がってしまっているところに課題があると。そこに注視している状況がでございます。今までは小学校高学年とか中学生とかに、補習的な学習というんでしょうか、そこを補うようなことで力を注いできた。それも当然大事なことはあるのですけれども、もうその小学校低学年の段階で開いてる部分についてを、何とか低学年の小さい段階から基礎的な部分を身につけさせてあげなければいけないというところに、今力を入れているところでござ

います。それによって、低学年のところから自分でしっかりと、自分の力で考えたりとか、または基礎的学力とか技能とか知識、理解とか、そういう思考、判断力とかですね、そういうものが養われていくのではないかなということで、各校はそういうところに力を注いで、今実践をしている最中でございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、具体的には低学年にどんな指導をしていくことが大切なのでしょう。また、何か新たに取り組もうとしているようなことがあれば、教えていただきたいと思います。

○学校教育部参事（岡田博史君） 4月とか学校訪問へ行くと、私たちは低学年の教室に行くと、鉛筆の持ち方とかを見に行きます。そうすると、正しく持ててる子供って、そういう率が非常に低いというようなこともあります。そういう正しい鉛筆の持ち方から、先生や、それから友達、人の話をしっかりと聞くという、まずは学習規律を徹底させていくというようなところを、今指導を低学年からしているところです。

また、家庭学習の定着という、そこも大事だということで、今協力も家庭のほうにお願いをしているところです。そして、新たな取り組みは、小学校3年生、4年生に学力検査を実施するというふうに今考えておりますけれども、これは算数のみというところで、特に3年生に実施することによりまして、先ほど申しました低学年でどこまで身につけているのかというようなところをしっかりと把握する、それが大事かなと思っておりますし、またその結果を見て低学年の先生が、どこに自分の授業の課題があるのかというようなところを見つけるためにも、その学力検査というようなところをやってですね、子供たちにわかりやすい授業を展開できるようにしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

確かに低学年のうちから、やっぱり人から受けるもの、要するに学習をすることについてのやっぱり姿勢が一番大切なんだなということは、過去の厚生文教委員会でも、秋田でしたっけ——の学校に、学校のところも、非常に授業を受けるときの姿勢、態度から身につけさせると。学校が本当にびかびかの学校で、きちっと手を挙げられるし、椅子はちゃんとしまわれるしというところで、発言も非常に立派な発言をされている学校もございました。

あとは先生によっては、シャープペンシルを持たせないんだ、鉛筆なんだということで、1日、鉛筆3本を持って、鉛筆削りは置いてあるので、ちゃんとその筆圧とか、そういうことも身につけさせるなんていう方もいらっしゃるようであります。ありがとうございます。

学力については、後から身につけることは非常に難しいことになってくるんだなと思います。わかってないことを早く理解させてあげることで、その後の学習意欲も非常に高まってくるのかなというふうに思います。これについては期待をしたいと思います。

では、次に体力についてであります。

小学校男子について、全ての学年で東京都の平均を上回っているということですが、小学校女子や中学生の様子はいかがでしょうか、教えていただきたいと思います。

○学校教育部参事（岡田博史君） 毎年、東京都教育委員会のほうで実施しております東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査というものがございます。その結果からなんですけれども、小学校女子につきましては、3年生から5年生までの3学年、こちらは東京都の平均を上回る結果になっております。また、中学生でございますけれども、中学校の男子、2年生ですね、それから中学校女子の1年生と3年生、こちら

のほうが東京都の平均を上回ってるというような状況であります。

いずれにいたしましても、年々、東京都の平均を上回っていて、体力についてはいい結果は出ているところなんです、東京都が全国の中でどれだけの位置を占めてるかと申しますと、東京都は中学校男子では41位、それから女子のほうは39位ということで、小学校は男女とも20位というようなことを考えますと、東京都の平均を上回ってるからいいということではなく、さらに日常的に運動に取り組む姿勢というのは、身につけなければいけないかなというふうに考えているところです。

課題となってる種目というのがございまして、ソフトボール投げとか、または20メートルシャトルランとか持久走とか、また反復横跳びとか、ちょっと長い間走るとか、または投げるとかというような、そういう種目が東大和市の子供たちにとっては課題なのかなという、そんな結果が出ているところがございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 済みません、さっき姿勢の話をしたんですけども、こちらの答弁だったので、こっち向いてちょっとずつとね、再質問を投げかけてました。こっちに向けて、再質問、投げかけなきゃいけないかったですね。

東大和市は、部活動も盛んでありますから、中学校の結果は少し意外ではありましたが、ぜひ高い目標に向かって取り組んでもらいたいなというふうに思っております。以前、五中では全国1位の福井県の成績を目標に取り組んだということも聞いております。目標をしっかりと持って取り組む必要性を感じますので、そこもよろしくお願いをしたいと思います。

次に、不登校や虐待など、健全育成に関してですけれども、関係機関との連携ではどのような期間を、どのような取り組みを行っているのでしょうか。また、その効果や課題についてどのようなものがあるのでしょうか、教えていただきたいと思っております。

○学校教育部参事（岡田博史君） 不登校に関しましては、現在、適応指導教室の機能強化モデル事業というものを、東大和市のほうは東京都から受けておまして、不登校支援コーディネーターという人材をサポートルームのほうに配置をしているところでございます。その人材を活用しながら、一人一人の状況に応じて対応しておまして、その手だてを子ども家庭支援センターであったりとか、または児童相談所やスクールソーシャルワーカー、また本市のさわやか教育相談室等と連携を図りながら対応している状況でございます。その結果、家庭訪問が適切に行われたりとか、不登校状況にあつてどこにもつながってない子供がサポートルームにつながったりとか、そういう効果というのは少しずつ出ているところではございます。

不登校の出現率については、東京都の出現率よりも低い状況にはありますが、ただ出現率がちょっと増加傾向にあります。そんな課題もありますので、今後も子供の状況に応じた丁寧な対応を心がけてまいりたいというふうに思っております。

それから、虐待につきましては、こちらは個々の状況でございますけれども、その疑いがある場合については、すぐに子ども家庭支援センターや、または児童相談所等のほうに、また警察などと連携を図って対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、最近ほどの学校も落ちついた環境になってきているというふうに感じております。しかし、学校だけでは十分に見えない部分もあるというふうに思っています。さまざまな角度から多くの大人が一人一人の子供たちの様子を見守って、児童・生徒の健全育成に努めていただきたいというふうに思

います。

それでは、2番目の社会をたくましく生き抜く人材の育成についてであります。子供たちを育てるのは当然学校だけではなく、家庭や地域の中で育つものでもあります。まずは東大和市の学校で、どのように育てていくか、その方向性について教えてください。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 先ほどの市長答弁や教育長答弁にもございましたが、将来どんな社会になろうとも、やはり知・徳・体のバランスのとれた生きる力というものを育てていくというようなことが、必要であるというふうに考えております。また、これから国際社会で活躍する人材を育てるといふことにもなりますので、一番、コミュニケーション能力というものを高めていくことに、これから力を注いでいかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○**8番（中村庄一郎君）** それでは、東大和だから育てられることは何かあるかどうか教えてください。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 私が東大和市で一番感じているところ、すばらしいなっているふうに感じるところは、東大和市は人がとても心が温かいということだと思っております。市長の方針でもございますように、誰もが挨拶を大切に、そして学校現場でも今、挨拶について非常に広がっている状況でございます。市長も繰り返し提唱しております。笑顔で明るい挨拶、さわやかなおもてなし、これが学校でも今できている状況であるというふうに認識しておりますが、その環境で子供たちは教育を受けているわけです。ですので、そこから先ほどお話しいたしましたコミュニケーション能力とかが必ず育ってくるというふうに思っております。そして、優しい気持ち、思いやりの気持ちが、この東大和で育つのではないかな、そして互いに協力をして、子供たちが社会に出ていくのではないかなというふうに期待をしているところでございます。

以上でございます。

○**8番（中村庄一郎君）** 確かに学校に行きますと、最近、子供たちから元気な挨拶をしてくれます。とても行ってみると気持ちのいい状況であるかなと思っております。私は、知・徳・体とありますけれども、将来のことを考えると、徳の教育が最も大事なのかなということも考えているわけでありまして。どのような世の中になっても、人とかかわって生きていくことになるわけですから、そういった意味では徳、実はこの徳ということに関して、平成23年の第4回の定例会で、徳について質問をさせていただいてあります。これは広島県の横路中学校ですね、「十の徳」というふうなことです。脳科学の視点の活用と「十の徳」ということで質問させていただきました。そのことについては、また改めて。その中でも、コミュニケーション能力ですね、ぜひしっかりと高めてほしいなというふうに思っています。大人になっても、本当に必要な力であるのではないかなというふうに思います。

それでは、今言ったような教育を進めていくためには、やはり校長の経営力であったり、学校の組織体制であったりするわけでありまして。学校経営がしっかり機能していないと充実した教育とはならないというふうに思っております。教育長答弁では、校長が目指す学校づくりを職員、保護者、地域で共有するとありますけれども、校長は具体的にどのような形で学校経営方針を周知しているのでしょうか、教えてください。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 年度の初めに、校長は自身が考えている学校経営方針については、ホームページでアップをして周知をしたりとか、また保護者に対しては年度の初めの保護者会で確実に伝えているところでございます。また、地域の方々につきましては、学校運営連絡協議会に参加をしている委員の方には、その中で当然お話をいたしますし、また年度の初めにも学校公開がございまして、どこの学校でも行っておりま



す。そういう中で、校長のほうから方針等を説明するというようなところでございます。また、ふだんにおいて学校経営方針に沿った運営をしておりますけれども、またそれに伴った子供たちの教育活動については、ホームページに校長先生が毎日ブログを更新していたりとか、また月に1回、学校だよりを発行するだけではなくて、月に2回だったりとか、校長先生独自に校長室だよりを出したりとかってというようなことを通して、学校の情報を常に発信をしている、そんな学校も複数校ございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

それでは、保護者も地域も、その校長の経営方針を見て、学校を信頼をしたり、さまざま協力したりしてることだというふうに思っております。ただ、この学校経営方針に従って実際に動くのは学校の教職員さんだと思います。この教職員組合、教職員の組織が機能するしかないかで……。ごめんなさい、教職員組合と言いましたけど、教職員組織が機能するかしないかで、経営のよしあしも決まってしまうのではないかというふうに思います。

そこで、まずこの教職員組織を機能させるために、各学校では具体的にどのような手だてを打っているのでしょうか、教えてください。

○学校教育部参事（岡田博史君） 議員がおっしゃるように、組織が機能しないと、やはり教育活動、展開していかないという形になります。そのためには校長のほうが、初めに校務分掌ということで、先生方にその仕事を分担させるというような形になります。これは先生方の経験だとか力だとか、そういうことを考えながら校長のほうが決める形になりますけども、そして各学校では主幹教諭という者がおりまして、その主幹教諭を中心にその校務分掌をしっかりと進めてまいります。そして、分掌には分掌主任というのがおりまして、その主任と、また主幹が連携しながら、その校務分掌を進めていくと、そして連携しながら学校運営をしていくという形になります。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） この主幹教諭は、主任と呼ばれる教諭の力量によるということでしょうか。そうなりますと、教職員の人材育成が非常に大きな課題になるというふうに思います。具体的に教職員の人材育成はどのように行われているのか、お伺いをしたいと思います。

○学校教育部参事（岡田博史君） 教職員の人材育成につきましては、OJTと呼ばれる仕事をしながらの研修であったりとか、OFF-JT、仕事外での研修、そして教育委員会の研修、それらの研修を通しながら自分の力を高めているところでございます。職務に対する教員の意欲というものも高めることが必要で、この意欲を高めるためには、市の職員に対しても行っております人事考課制度というものを活用しております。年度の初めに校長先生は面接をして、どんなふうな目標を立てるのか、どんな方法で自分は取り組んでいくのかということをお互いに確認し合います。そして、年度途中でお互いの進捗状況、個々の教員の進捗状況を確認した上で、年度末に評価をする。そして、できたことはきちんと褒めて、力を伸ばしていくというような、そんな人事評価制度、これは昇給とか、または昇進とか、そういうところにもかかわってきますので、それらを励みにしながら、先生方は力をつけていくというようなことで行っているところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 学校の先生方は、昼間は授業、終われば次の授業の準備、また部活動と、非常にお忙しい中で業務をこなしておられることと思います。その中で、研修などを通して力量を高めるというのは、本

当に大変なことだというふうに思います。何か人材育成を進めていくに当たっては、課題となるようなことがあれば教えていただきたいと思います。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 議員もおっしゃっていましたが働き方改革が今言われておりますけれども、なかなか先生方、忙しくて研修する時間というのとれないというところがございます。実際に長時間労働というのが問題になっていて、健康面も非常に心配をしているところがございます。今、定時退勤日を設けたりとか、または教育委員会で保護者や地域との電話対応の時間というものについても、夕方、例えば6時とか6時半までにしていただきますようにということをお願いをしたりとか、そんなことで先生方の働く時間ということにも、少し意識を持ってついているところです。また、教員の業務を軽減していくための人的配置、スクールサポートスタッフというようなことも、来年度、導入するというようなことも考えているところがございます。さらに、管理職の教員の時間の管理ですね、勤務時間の管理については、タイムカードの導入等につきましても、検討をしているところがございます。

以上でございます。

○**8番（中村庄一郎君）** やはり教員は非常に忙しいというふうに思っております。例えば地域の方が協力するといっても、その調整をしたり、連絡をしたりしなくてはならない現状があるわけですね。それだけでも時間がかかってしまって、地域と連携していくというのは、少しおっくうになってしまうのかなというふうには思います。

次の地域との連携、協働についてというところですが、さきの働き方改善、改革もありますし、組織を活性化、強固なものにするためにも地域との連携は非常に大切であるというふうに思っております。

実は先日、厚生文教委員会では奈良市に視察に行っていました。奈良市は、教育予算を地域の方々が決めるシステムというのがございました。地域で決める学校予算事業というものでありました。実は、その前に非常に感銘したことがございまして、厚生文教委員長のと地委員長が挨拶をされて、御丁寧に挨拶をされました。非常に快く視察を受けていただいたということで、御丁寧な挨拶をされました折に、実は先方の奈良市の方が、いや実は東大和さんとは非常に昔から御縁があるんだというお話をいただきました。その御縁って何なのかなというふうに思いましたら、実は蘇我倉山田石川麿が建立した寺院というのがございまして、この蘇我倉山田石川麿さんの建立というのは、実は豊鹿島神社、こちらがやはり慶雲4年の天智天皇、第四の姫御子としての蘇我山田石川麿さんという方が、豊鹿島神社を建立したということなんですね。そんなことを、先方の方、よく調べられて、やっぱり教育の熱心な方は、やっぱり人を受け入れるときに上手な発想があって、過去に調べて、私が帰らして宮司の石井宮司さん、神主さんにこの話をしましたら、「いや、実は問い合わせがありました」ということなんですね。やはりその観光行政ですとか、そういうところで人を受け入れられる体制があるところというのは、やはり人が来たときにどういうふうにもてなすのかなということを、まず第一声でそういうお話をいただきました。

まあ、それはうちの委員長さんが、御丁寧な御挨拶をされたところも一つにはあったのかなと思います。人間の交流というのは、こういうもんかなというふうに思っております。そんなことをちょっと言われました。何かこういう仏像ですね、これがいまだに残っていらっしゃるということで、東大和さんとは御縁が深いんですよという話をされておりました。

それで、実を言うと、この地域で決める学校予算事業ということなんですけども、非常にやっぱり奈良とは規模が大和は違い過ぎまして、面積は276.94キロ平方メートル、それから人口が36万439人と、こういうとこ

ろの地域ですから、今回、地域で決める学校予算事業ということの概要だけを、ちょっとここでお話をさせていただきたいと思います。

趣旨といたしまして、奈良市教育ビジョンによる、地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進を踏まえ、地域で決める学校予算事業を奈良市地域教育推進事業に位置づけ、地域や学校の実態に応じた取り組みについて、地域の支援・協力を得るとともに、地域と学校が連携・協働した事業を推進しますと。

目的であります。中学校区を単体として、地域全体で子どもを育てる体制をつくり、子どもたちの教育活動の充実を図るとともに、地域の教育力の再生と地域コミュニティの活性化を図ることを目的とする。中学校区だけでも、中学校が22校あります。小学校が47校、それから幼稚園が38ありますね。やっぱり規模が全然違い過ぎますけれどもね。

取り組み目標であります——地域の人材や環境を生かした特色ある教育活動を展開し、子どもの教育活動の充実を図る。地域と学校の推進事業を通して、地域の教育力の活性化をめざす。学校を地域とコミュニティの拠点とすることにより、学校・家庭・地域がお互いの役割や機能を十分に理解し、連携・協働していく仕組みをつくる。保幼・小・中・高の発達の連続性を踏まえ、子どもの学びと発達を保障し、生きる力を育む。学校と家庭及び地域のよりよい関係づくりをコーディネートできる人材の育成と、研修の充実を図るということであります。

また、地域教育の教育協議会と運営委員会というのがありますね。こちらの役割でございます。

地域教育協議会は、各中学校区に設置し、地域の現状分析や育てたい子供像について協議し事業計画の立案、事業の検証・審議及び決定を行う。

運営委員会は、各学校圏に組織し、各学校圏の現状分析や育てたい子供像について協議し、事業計画の立案、事業の検証・審査及び決定を行うということであります。

それで、事業の立案とかもでございます。

事業の予算でございます。予算は、昨年度の地域で決める学校予算事業を上限額として、学校・家庭・地域の連携による教育支援促進事業、これは国の補助金であります——を積み上げ、中学校区ごとの予算として配当すると。

それで、審査及び決定でございます。事業計画書及び各中学校区のプレゼンテーションですね、こちらの評価に基づき、評価会議において事業を審査し、予算配当を決定するということでもあります。

こういうことで、概要だけ雑駁にお話をさせていただきました。ぜひ、教育委員会も、過去には視察に教育長も同行していただいたこともあったんですけども、ここんところちょっとそういうこともなくなりました。また、ぜひ厚生文教委員会の報告書も見ていただいて、こういうことで研究していただきたいと。また、厚生文教委員会の委員が、こういう資料も持っておりますので、ぜひそういうものも参考にさせていただければというふうに思っておる次第でございます。

奈良市のようにできるかどうか、これはあくまで別といたしまして、今、学校が地域と連携、協働することは、どこの学校でも必要不可欠であるというふうに思っております。今後の学校と地域との連携、協働において、今進めようとしていること、そしてその後の展望などありましたら教えていただきたいと思います。

○学校教育部参事（岡田博史君） 各学校では、教育長答弁にございましたように、誇りある学校づくりとか、または社会に開かれた学校づくりということで、地域連携として教育活動を展開しております。その中で、平成30年4月から御承知のとおり第九小学校におきまして、コミュニティスクールというものを指定していくと

いう予定になっております。この地域とともにある学校づくりとしまして、学校運営に保護者とか地域が一緒に参加をして、地域全体で子供たちを育てるというような意識をみんなが持って取り組みを進めると、コミュニティスクールというのはそういうものなのですが、これは今学校が進めている地域との連携とそんなに大きな違いはございません。より一層、地域や保護者の方が学校運営に自分たちも参画して、地域と学校と保護者が一体となって、子供たちをこの地域で育てていくんだと、その意識を高めていくということが、このコミュニティスクールの大きな目的というふうになっております。地域とより連携を進めるに当たりまして、事業への協力も地域の方々が中心となってやっていくというようなことも、今後できるかなというふうに思っております。そのことで教職員の働き方改革にもつながっていくものと期待しているところでございます。

今後のコミュニティスクールの設置につきましては、まだ現在は未定のところではございますけれども、中学校グループを少し意識して、設置というものも今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○8番(中村庄一郎君) そうですね、4月からの九小の取り組みに注目してみたいというふうに思っております。ぜひ、その取り組み状況や成果と情報を発信していただき、他校や、その地域にも広げてほしいなというふうに願っております。

それでは、家庭の役割や、家庭との連携について伺いたいと思いますけれども、具体的にどんなことが大切であるというふうに認識されているのでしょうか、教えてください。

○学校教育部参事(岡田博史君) 家庭との連携で一番大事なのは、同じ方向を向いて子供を育てていくというようなところであると思います。先ほど申し上げましたコミュニティスクールにも、保護者の代表の方にも入っていただくという形になるかと思いますが、いずれにしても学校での様子や家庭での様子については、お互いに情報を発信し合いながら、共通理解をしていくということが大事なというふうに思っておりますし、さらには課題を共有いたしまして、お互いに知恵を出し合って、そして課題を解決していくと、そんなことが大事であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○8番(中村庄一郎君) 学校、保護者、地域の三者が連携するとの言葉では、簡単に言うことができますけれども、実際には確かに非常に難しいことであるというふうに思います。このことにつきましては、当然のことでもありますけれども、教育委員会だけでなく、市全体で意識して進めていくことというふうに思っております。そのことによって、「日本一子育てしやすいまちづくり」につながるものというふうに思っております。

では、最後に特色ある教育活動についてですけれども、現在、小中一貫教育を進めていただいているところではありますけれども、それぞれの学校の実態等を考慮した上で、教育活動が展開されることと思います。教育長答弁では、第五中学校グループの実践についてお聞きをすることができました。その他の中学校グループで実践されている特色ある教育活動はどのようなものか、教えていただきたいと思います。

○学校教育部参事(岡田博史君) その他のグループのことについてですが、第一中学校グループにつきましては、小学校の代表委員会、それから中学校の生徒会が連携いたしまして、挨拶運動、こちらが展開されております。また、合同での防災学習というものも実施しているところです。また、二中グループのほうでは、合同引き渡し訓練であったりとか、あとお互い、小学校、中学校の教員が行き来をして出前授業だったりとか、または補習教室だったりとか、そんなことをお互いやったりもしております。三中グループにつきましては、合

同引き渡し訓練も行ってますし、また地域清掃など、地域に出かけて合同でそういうボランティア活動みたいなこともやっているところがございます。そして、四中グループにつきましても、合同引き渡し訓練のほか、土曜補習教室というようなことも一緒に行っているというようなところがございます。

そのほかの学校独自でもたくさん特色ある教育活動を行っておりまして、中学校の中学校籍出身の小学校校長先生が期末テストを小学校に導入しようとか、または子供の自己肯定感を高めていくんだということで、教員に徹底的に褒める指導をやっていくというような、そんな学校も幾つかあるというところで、各校を工夫して取り組みを進めているところがございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 本当にありがとうございました。いろいろ質問させていただきました。教育について幅広くお伺いをいたしました。

冒頭でもお話をさしていただきましたが、これから新しい教育が始まろうとしております。今、東大和市の教育が変わることはチャンスであるのかなというふうに思っております。私は、子供たちのみならず、保護者や地域の方々も、東大和市の学校で学んでよかったなど、東大和市の学校で学ばせてよかったというふうに思えるようにしてあげたいなというふうに考えております。

まだちょっと時間があるようなので。

16番目の一般質問にもなりますと、さまざまな方々の質問を大体お聞きするようになりました。ここで、オリンピック・パラリンピックの問題とか、教育の問題なんかもさしていただきましたけども、カーリングの話が出ましたですね。実はこのカーリングですね、過去に東大和の青年会議所というところで、カーリングの人口って少ないから、ぜひできたら選手を育ててみたらどうかということで、カーリングをあそこのスケートセンターでやろうということで、たしか市役所職員の方もたくさん参加していただいて、実はこのオリンピックのですね、何かことしはメダルが13個もとれたということですけども、カーリングの女子ですね、こちらの話をしましたところ、もうOBの方なんですけども、「いや、中村さん、カーリングの靴を持ってるよ」という方がいたんですね。ああ、やっぱり一緒にやられてたんだなと。何年か続けて、その後、頓挫しちゃったようなことがあったようです。今考えると、オリンピックの大会に東大和が出られたんじゃないかなとかというふうなことも思っております。

また、このカーリングの女子の話を聞きますと、北海道北見市の常呂町というところなんです。受賞してから、その受賞後の感想を聞きましたら、常呂町って何にもないよねと。だけど、このことについて市民が、みんな常呂町に夢が持てるようになったんだって、こういう話がありましたですね。やっぱりそれは市としても、やっぱりこういうことをきちっと大切に一つ一つ過去の経緯も見ながら、あと七小のホタル保存会というところで、過去のちょうどオリンピックのときにかかわってたんですけども、コカ・コーラボトラーズのエコ教育賞というのをいただきました。六本木ヒルズでC・W・ニコルさんとかですね——方々から受賞を受けてきました。生徒が40名ぐらい行ったのかな、先生も行きました。そんなことで、教育長、受けたときに、コカ・コーラボトラーズが、ボトリングが持っているあれですね、聖火、聖火ランナーの資格を七小の先生がいただいて、今は多分その方は、聖火ランナーをしますと、そのトーチを、その一人一人に差し上げるんですね。今そのトーチを多分、今でも保存してあると思います。ですから、こういうオリンピックの機に、例えば市のロビーかなんかに、ガラスのケースにでも入れて、そのトーチを飾っていただくとかね、そういうことなんかも盛り上げる一つのきっかけになるのかなというふうには思います。ぜひ、過去のいろんな経緯とか、

いろんな形のをどんだん探り起こして、観光行政とか、そういうオリンピックを盛り上げるためとかというふうに、利用していただければというふうに思うわけです。

また、先ほど徳の話が出ました、教育委員会、教育の部分ですね。先ほども過去に、23年ですね、第4回の定例会でございます。この機会に、「3とく」ということで私が「とく」のお話をさせていただきました。東大和に、ぜひ「とく」を持つ人間を育てるまちというふうに、市長が考えている子育て日本一の先にあるものは何かというふうに考えていただければ、この東大和市の自然な環境の中で、東大和市の環境から育まれる「とく」の社会みたいなものがないかなというふうに思っております。その中では、3つの「とく」、道徳の徳ですね、徳育、道徳心とか倫理とかという問題の「徳」であります。それから、もう一つの「とく」、これは特別な特、オンリーワンですね。オンリーワンの世界、この「特」。それから、東大和市自体のそういう人間性を育てるんだということ。それから、もう一つは得するまち東大和。この「3とく」ですね。まあ、いろんなところがあると思いますけれども、この「3とく」ですね、これがあるまちだということで、人間形成ができればいいかなというふうに思っております。

人間を育てることが、まちをよくすること、まちが人をつくる、人がまちをつくるということであれば、これからの若い人たちが就職活動で何かいろんなことにしましても、「ああ、何だ大和の人間か」と、「大和の人間が来てくれるんだったら、うちは歓迎するよ」ということですね。こういうふうな、やっぱり徳を持つ人というのは、そういうものが与えられるというふうな考えがございます。

徳育の徳、このあたりも一つ、このころ23年の4回といいますと、実は市長が就任されたその年の4回目の定例会でございます。そのころには、たしか今の副市長さんが教育長になられた年で、副市長さん不在というときの定例会でありました。そのころ、市長も1人で大変な御苦勞をされたところではあったと思います。今は万全な体制にもなられているところがございますので、ぜひこの子育て日本一というところの先には、ぜひ徳育、徳の社会をつくっていただければなというふうに思うわけでございます。

大変長くなりました。以上で、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、中村庄一郎議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 森 田 真 一 君

○議長（押本 修君） 次に、1番、森田真一議員を指名いたします。

〔1 番 森田真一君 登壇〕

○1番（森田真一君） 議席番号1番、日本共産党の森田真一です。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

まず、大項目の1となりますが、生活保護制度の改正による諸制度への影響と制度の周知と改善についてです。

政府は、生活保護制度の改定案を示しました。これによる市民生活への影響や制度運用の改善について伺います。

- ①として、被保護者への影響について。
- ②として、関連する他制度への影響について。
- ③として、窓口での説明書・申請書の取り扱いについて。
- ④として、就労支援促進計画における生活保護廃止の目標設定について。

⑤として、ケースワーカーの専門性を高めるための研修体制について、それぞれ伺います。

大項目の2ですが、障害者の福祉政策について伺います。

東大和市障害者総合プラン案が発表されました。障害者福祉施策の現状と課題について伺います。

①として、本年4月から、障害者雇用の法定雇用率の引き上げと適用対象事業所の拡大、新たに精神障害者も対象に加わるということになります。市内事業所への周知はどのようにされるのでしょうか。

②として、共生型サービスの創設は、福祉・介護・看護などの人材不足の解消策として複合的なサービス提供とボランティアの動員という安上がりな人員体制でニーズに対応するという考え方が基本にあるとされ、内容も政令に委ねるところが多いことから、法制定時より当事者・関係者から疑問の声が出されています。現在でも、65歳以上の障害者は介護保険優先適用により利用料負担が課せられていますが、共生型サービスの創設は全年齢にその対象を押し広げるおそれがあり、2010年の障害者自立支援法違憲訴訟団と国とが交わした基本合意による応益負担の廃止の約束をほごにするものではないかという批判がされています。約束をほごにしないためには、市はどのような内容にしていくことが望まれてると考えているのか見解を伺います。

③として、就労継続支援B型事業所の施設更新の時期に差しかかっています。財政的な余裕がなく運営してきたこれらの事業の維持を当事者任せだけにしておけば、既存のサービス提供量の確保が困難になるおそれがあり、さまざまな支援が求められます。新計画案での見通しについて伺います。

大項目の3になります。都市農業の振興強化についてです。

都市農業振興のため生産緑地の面積基準が緩和され、当市でも従来の500平方メートル以上から300平方メートル以上へと変更されています。現状と課題について、以下、伺います。

①として、当該する300平方メートル以上500平方メートル未満の農地は、市内農地全体のどれほどを占めるのか伺います。

②として、相続等による農地の減少を予防するための税制上の措置や農地の利用についてどのような支援が可能か、また課題を伺います。

③として、農地の福祉施策的な利用や福祉作業所などを活用した農家支援策など、いわゆる農福連携施策の課題を伺います。

④として、いわゆる2022年問題への対処について伺います。

大項目の4、雪害についてです。

平成30年1月22日、東京で4年ぶりの大雪警報が出され20センチメートルを超える積雪がありました。近年、当市でも市民の高齢化などにより従来のように自力で除雪ができず、除雪中の事故や歩行者の転倒事故などにつながるケースが散見されます。市民からも何らかの支援を求める声が聞かれます。現状の把握や支援の必要性についての市の認識を伺います。

大項目の5、市内の木造住宅密集地域の不燃化・耐震化についてです。

東京都は木造住宅密集地域——木密地域の不燃化・耐震化に742億円、建築物の耐震化には268億円をそれぞれ配分する。木密地域からの転居を促すため、都有地に民間の賃貸住宅を整備し、対象者の受け皿とする新たな事業の検討に入るなどといったことが報道されています。市内の木造住宅密集地域の不燃化・耐震化への影響があるか伺います。

再質問につきましては、自席にて行わせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

〔1 番 森田真一君 降壇〕

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、生活保護制度の改正による被保護者への影響についてであります。国の社会保障審議会の部会において、生活保護基準の見直しについての報告がされておりますが、まだ具体的な通知等はない状況であります。見直しにより、最低生活費の基準が変わることで、保護決定の要否判定や支給いたします生活扶助等に影響があると考えております。

次に、関連する他制度への影響についてであります。厚生労働省が発表した対応方針では、国の制度については生活保護基準額が減額となる場合に、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないように対応することを基本的考え方とするとしております。このことから、国におきましては生活保護基準の見直しに伴い、他制度への一定の配慮等があるものと考えております。

次に、窓口での説明書・申請書の取り扱いについてであります。今後、生活保護制度の改正が行われた場合につきましては、生活保護制度の内容を記載した保護のしおりを作成し直す等、適切な情報提供が行えるよう対応を図ってまいります。また、生活保護に関する相談は、個別に具体的な状況等を伺うとともに、保護のしおりをもとに丁寧に説明を行い、申請書の交付の要求があった場合には速やかに交付し、生活保護にかかわる手続を適正に行ってまいります。

次に、就労支援促進計画における生活保護廃止の目標設定についてであります。平成29年度の目標は8人としております。

次に、ケースワーカーの専門性を高めるための研修体制についてであります。職員によってはケースワーカーの資格を保有していない者もいることから、社会福祉主事任用資格の通信教育課程等を受講し、資格を取得させております。また、各種専門研修や定期的な事務研究会での事例検討を行うこと等により、職員の資質の向上を図っております。

次に、障害者雇用に係る制度改正についての市内事業所への周知についてであります。平成30年4月施行の障害者雇用促進法の改正により、事業主が雇用すべき障害者の法定雇用率引き上げ等が実施されます。障害者雇用に係る事業主への監督、指導等は、ハローワークが所管しておりますことから、今回の法改正の事業主への周知につきましても、ハローワークが中心になって行うものと認識しております。

次に、共生型サービスの創設についての市の見解についてであります。平成30年4月施行のいわゆる地域包括ケア強化法により、介護保険と障害福祉の両制度に新たに共生型サービスが設けられます。共生型サービスは、障害者が65歳以上になっても、従来から障害者制度により受けていたサービスを継続して受けやすくする等の目的で創設されるものであります。現時点では、詳細が明らかでない点がありますが、障害者と高齢者が同一の事業所でサービスが受けやすくなるなど、利用できる社会資源の拡大につながるものと考えております。

次に、就労継続支援B型事業所の施設更新についての障害者総合プラン案での見通しについてであります。平成30年度からの障害者総合プラン案において、就労継続支援B型サービスの見込み量確保の方策としましては、総合福祉センターは〜とふるでの定員拡大により対応することとしております。既存の事業所の施設更新につきましては、国庫補助や東京都補助の活用を図ることが可能であることから、事業所に対し、国や東京都の補助や制度改正等の情報提供等を適切に行い、支援をしているところであります。

次に、生産緑地の面積要件引き下げにより該当となる300平方メートル以上500平方メートル未満の農地の割合についてであります。該当する農地面積は5.62ヘクタールで、農地全体の約9%を占めている割合となっ



ております。

次に、農地の減少を抑制するための税制上の措置と農地利用における支援及びその課題についてであります。都市農地の減少を抑制するため、国では生産緑地の貸借を可能とした制度や、相続税納税猶予制度の条件緩和等を検討していることから、こうした動きを注視しながら、本市といたしましても農地の保全に努めてまいりたいと考えております。

次に、農福連携における課題についてであります。現在、農福連携の具体的な取り組みはしておりません。農福連携の取り組みに向けましては、農業者の理解はもちろんのこと、JAを初めとする各農業団体や市内の福祉団体等が相互に理解を深めていくことが課題であると認識しております。

次に、いわゆる2022年問題への対応についてであります。2022年問題とは生産緑地の多くが2022年に指定から30年を迎えることから、一斉に買い取りの申し出が行われ、市町村が買い取りに応じることができない場合、指定解除によって多くの生産緑地が宅地化される可能性があることとあります。この問題につきましても、法改正により創設された営農義務を10年間延長する特定生産緑地の指定について検討を進めていくとともに、特定生産緑地に関する税制についても周知していく必要があるものと考えております。

次に、平成30年1月22日の大雪における現状等についてであります。今回の積雪は平成26年2月以来の大雪となり、気温が低かったことから道路が凍結状態となった箇所が多く発生するとともに、生活道路の除雪要望が多くありました。市では、市内北部の急坂の幹線道路や人通りの多い歩道を中心に除雪を行いました。生活道路の多くの路線を除雪することは困難であります。自宅前の道路につきましても、地域にお住まいの皆様、雪かきを行うなど御協力いただきたいと思いますと考えております。

次に、平成30年度東京都予算案の市内の木造住宅密集地域の不燃化及び耐震化への影響についてであります。平成30年1月に公表されました平成30年度東京都予算案の概要によりますと、木造住宅密集地域の不燃化・耐震化の対策としまして、既存の所有地を活用して魅力的な民間賃貸住宅を整備し、木造住宅密集地域の権利者の受け皿とする事業手法を検討するための調査費が計上されております。東京都の防災都市づくり推進計画におきましては、危険性の高い地域から優先的に整備を推進していくとしておりますことから、木造建築物が特に集積する区部の整備地域を中心に調査を行っていくものと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（押本 修君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

---

午後 1時29分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（森田真一君） 午前中は御答弁、ありがとうございました。

再質問させていただきます。

まず、大項目の1、生活保護制度の改正による諸制度への影響と制度の周知と改善についてから入らせていただきます。

厚生労働省が国民の下位10%の収入が減ったので、これに合わせて、ことしの10月から3カ年かけて生活保護基準を引き下げることが社会保障審議会、生活保護基準部会に示した際に、委員からは、健康で文化的な生

活が保たれるかどうか、今のやり方で全く保障はできないなど批判が噴出をしました。当市のような都市部、ここは1級地1ということになるんですが——を例にとりますと、厚生労働省の試算を当てはめると、母子世帯、母子3人世帯で1万円前後の引き下げ、高齢単身世帯で6,000円前後の引き下げとなるとされています。

日本共産党は、国民生活の最低限度を規定する基準であります生活扶助を引き下げて、憲法25条で保障された国民の生存権を根底から脅かす今回の生活扶助改悪には断固反対をしております。その立場から、以下、伺いたいと思います。

まず、国の制度については、生活保護基準が減額となる場合に、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないように対応するとあります。5年前の扶助基準の引き下げの際に、就学援助の対象が狭められていたという、実は狭められていたという自治体が27もあったということが後でわかりました。政府が影響を及ばないようにすると言ったからといって、これ自明的に担保されることではないんだということが、そのことからわかります。また、自治体の独自施策については、その点さらに曖昧にされてるように聞こえます。影響のおそれがある施策はどのようなものがあって、影響が及ばないように努める必要性についてはどのように考えていらっしゃるのか、まず伺いいたします。

○生活福祉課長（川田貴之君） 生活保護基準額の見直しにつきましては、具体的な数字など正式なものが出ていない状況でございますので、現時点におきましては何とも申し上げることができない状況でございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 市が関与する施策については、市民にとって不利益が及ばないように求めます。この問題について、市の基本姿勢についても伺いたいと思います。どういう方向で対応するのか、お考えをお聞かせください。

○福祉部長（田口茂夫君） 先ほど生活福祉課長のほうから答弁いたしましたように、具体的な内容、また通知などは市のほうに来ていない状況でございます。それぞれの制度の目的、財政上の対応などもありますことから、適切に、また総合的に判断していくものと考えております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 厚労省が47の施策が該当するというので、これは厚労省のホームページに、最近、こういうものは該当するというので、あわせて自治体などで主に影響が出てきます個人住民税の非課税限度額への影響ですとか最低賃金への影響、また地方の単独事業として、例えば就学援助の準要保護の援助などについても例示をして、この地方単独事業については国の取り組みも説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断してほしいというふうに依頼をするんだというふうに言っています。その趣旨を理解してというのが、もう引き下げて当たり前だという理解なのか、それともそうじゃなくて、なるべく市民生活に影響を及ぼさないようにするのかということ、これどう受け取るかというのは非常に重要なことだというふうに思いますので、私たちは市民生活に大きな影響が及ばないように極力努力を求めるものであります。

12月の社保審の生活保護基準分科会でも有識者から、例えば2013年の生活扶助基準の引き下げによる他制度への影響は広範囲に及ぶため、十分に検証が行われていなかったと、このように報告をされています。健康で文化的な生活ができているのか検証すべきだ。また、削減計画は専門家の意見を聞いたものではなく、全くこの引き下げには根拠がない。こういうふうにおっしゃっている。これは元生活保護のあり方に関する専門委員会などにも参加されていた大学の先生なんか、こういう指摘をされているということで、市民生活の影響が

わからないうちに、また引き下げられていくというおそれがあるということについても、確認をしておきたいというふうに思います。

次、伺いますが、就労支援計画についてですが、就労支援促進計画についてですが、これは目標達成が最優先となり、実態が整わないのにほぼ廃止につながるようなことはあってはならないと思います。市はどのように今考えているか。また、生活保護廃止目標、8人と先ほど御説明がありましたが、8人と定めた根拠ですとか、対象選定の基準などについてはどういったことから、これが決まってくるのかということについて教えてください。

○生活福祉課長（川田貴之君） 就労支援促進計画の生活保護廃止者数を8人と定めた根拠についてでございますが、平成28年度の実績をもとに8人としております。また、対象選定の基準につきましては、就職活動に必要な生活習慣が身につけており、就労意欲があるなど、就労阻害要因がない単身世帯を想定しております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 歴代の課長さんなんかにも、このところを教えていただくと、大体毎年、五、六十人ぐらいの目標を持ちながら取り組んでいって、実際には本当にこの取り組みに参加できるのは、大体十数人ということで推移してるっていうふうに伺っております。内容的にも非常に難しい内容なんで、本当に大変だとは思いますが、引き続き丁寧な対応をお願いできればというふうに思います。

次、お伺いしますが、窓口での生活保護のしおり、説明書ですね。また、申請書の扱いについてですが、先ほどは求めがあればすぐお渡しする、窓口でお渡ししてますということなんですが、一方でカウンターに備えておくべきではないかという声も、市民の方から間々いただくわけでありまして、先ほどの説明、ちょっとうがって受け取ると、説明が不十分なまま申請書が手に渡ると、適用の見込みがないようなものまで受け付けることになり、実務的な混乱を招くおそれがあるというようなことなんでしょうか。また、たとえ口頭での申請であっても、申請の意思が明確に示されていれば、その申請は有効であるということは、国も認めてるところであります。しおりや申請書はカウンターの手の届くところがないということで、申請者に申請の意思があるのに申請ができなくさせているということは起こらないかどうか。いわゆる水際作戦というようなことがあってはならないと思いますので、この点についてお伺いしたいと思います。

○生活福祉課長（川田貴之君） 窓口での申請書の取り扱いについてでございますが、申請後は資産調査を行うことや就労が可能な方につきましては、能力に応じまして就労に努めるなどの義務も生じますことから、十分に制度を説明させていただき、制度を理解していただくということが重要であると考えております。なお、生活保護の相談や申請のために窓口を訪れる方は、経済的な困窮に加えまして、さまざまな精神的な悩みや生活上の問題を抱えていることが多いことから、面接相談員は、こうした相談者の置かれている状況に配慮しつつ、懇切丁寧な対応を行っているところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 市役所は、本当にいろんな仕事をやられて、それぞれの窓口で、それぞれの事業に関するパンフレットですとか、置かれておるわけなんですけども、生活福祉課でいえば、この生活保護の事業というのが一番大きい事業なわけでありまして、ところが目に見えるところには、そのメインの事業の案内がないと。もうちょっと言わせていただきますと、例えば市民センターですとか公民館ですとか、そういう駅の前スタンドでもいいですけど、公共的な場所に簡易な制度の案内なんかがある事業というのはたくさんあるわけなんですけど、この生活保護については全くないわけですよ。そういう意味からいうと、制度があるということ

自体が、生活保護というものがあるんだよというのは、多分もう国民のどなたも御存じなんでしょうけど、それ大体どういうものなんだということが簡略的に、公式に表現、案内されているというものがないというのが、いかなものなのかなというふうに思います。しおりの扱いについては、単に相談者への説明に必要なだけでなく、国民に広く制度を周知するというところから、容易に受け取れるようにすることが必要だと思います。

現在、生活保護世帯の捕捉率、これは利用する資格がある人に対して、実際に利用してる人の世帯の割合ということになります。全体で日本では2割程度しかないというふうに言われています。捕捉率の以上な低さの背景には、生活保護の利用に対する恥の意識、最近では片仮名でスティグマなんて言い方をするんですけども、これと利用者に対する非難、バッシングの意識があると言われてます。過去には、政権党の著名な代議士が、誤った理解をもとに、有名人の家族や、また受給世帯の女子高生をターゲットに、マスコミを使って指弾、つるし上げをしたということもありました。まさしく、これらはこの典型だというふうに思います。制度の姿が正しく国民に知らされないことが、この恥や非難の意識を生み出す主たる要因になっているのではないのでしょうか。

今国会で我が党の志位和夫委員長は、生活扶助引き下げ問題を取り上げて、生活保護の利用を恥と思わせるようなあり方を変え、国民の当然の権利として、この生活保護法を生活保障法へと衣がえするということを提案をいたしました。必要とする人に、適切に制度の利用につなげることはもちろんのことですが、広く市民に制度の正しい姿を周知することこそ、役所の本来業務なのではないかというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

○生活福祉課長（川田貴之君） 生活保護制度の周知につきましては、市報、ホームページにて情報提供を行っております。また、生活困窮者自立支援制度に基づく生活困窮者の総合相談窓口であるそえると生活保護制度との一体的な運用を図ることによりまして、そえるの相談者で生活保護が必要と判断される場合には、生活保護相談につなぐ体制をとっております。さらに、地域の関係機関との連絡調整や、地域の社会資源のネットワークの構築を図るために、生活困窮者自立支援調整会議を開催し、包括的な支援に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） そえるを一つの窓口にして、そこから生活保護の現場につなげ、実際にはもうかなり一体的にやってくださっているということ、よく知ってますけれども、そういう2段階だということは承知しております。ただ、それはまた2つの低所得者自立支援の制度と生活保護の制度と、それぞれ独立した制度があるということですから、これは両方とも表示しておくということは、必要なかなというふうに私は考えております。

意見となりますが、元厚生労働省の生活保護の在り方に関する専門委員会で委員をされていた法政大学の布川日佐史教授は、こんなことをおっしゃってます。もともとの一般世帯の消費水準の6割から7割を目指すため導入されてきた、今回の生活扶助の引き下げの計算の原因になっています水準均衡方式の本来の考え方をゆがめて、下位10%の比較にすりかえて今回の生活扶助引き下げが行われているということに大変な問題があると。今、生活保護は基準の底が抜けてしまっていると、こういうふうにおっしゃっています。

また、貧困問題に詳しいNPO自立生活サポートセンター・もやいのこの代表の大西 連さんも、子供のいる世帯ほど結果的に多く削減される計算方法がとられており、2013年度に成立した子どもの貧困対策基本法の理念とも矛盾していると、こういう声明を出されております。

例えるなら憲法25条が国に国民の生存権の保障を命じているということを、例えば親子の間での扶養義務、扶養関係に見立てるとすれば、子供の養育義務を果たすのに必要な最低限のお金を家に入れなければ、これは経済的な虐待、DVと、こういう定義に重なってくるものであります。日本一子育てしやすいまちを目指す我が東大和市にあっては、低所得世帯の子供たちが集中的に被害に遭うおそれがないように、ぜひ市の努力をお願いしたいというふうに求めます。

生活保護については、この項はこれで終わらせていただきます。

続きまして、障害者の福祉施策について伺います。

ハローワークの障害者の職業紹介の資料を見ますと、就職件数の伸びを上回って求職申し込み件数が伸びているため、就職率はここ数年、四十七、八%で頭打ちとなっています。今後も求職ニーズは大きくなっていくことと思われます。まず、就労の問題で何点かお伺いしたいというふうに思います。

障害を持つ市民の就労の現状を、障害種別にお伺いしたいと思うんですが、教えていただけますでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害のある方の就労の状況でございますが、障害福祉計画策定のための事前調査からの数値でございますが、正規雇用、パート、アルバイト雇用、または自宅で働いているという方が身体障害者が15.4%、知的障害者が21.2%、精神障害者が20.4%、難病患者の方が43.4%となっております。また、いわゆる作業所等の福祉的就労をされている方については、身体障害者が1.8%、知的障害者が36.1%、精神障害者が16.3%、難病患者の方がゼロ%というふうになっております。

以上です。

○1番（森田真一君） 特に今回は法定雇用率に算入されることとなる精神障害の方の場合、市の計画策定のためのアンケート結果でも、精神障害固有の病状の波が影響してか、他の障害種別の方と比べて、正規雇用の割合が少ないことから、賃金が低いなど幾つかネックになっているというように見受けられます。一方で、現在働いていないが、今後、働きたいと希望してる方が53%と、他の障害の方に比べて際立って就労意欲が高いというのが特徴かと見受けられます。市の平成27年度に実施した仕事の振り返りシートには、寄せられた市民、議会等の意見として、特に精神障害の方の希望が多く、法改正で精神障害の雇用が義務づけられていることから、今後もニーズが高まると思われる。今後、就労支援事業として職場体験実習、庁内実習等も実施していく必要があるというふうに書かれています。こういった取り組みが必要かと思いますが、機会の確保はどのように進められるか教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 精神障害者の雇用につきましては、近年、企業が積極的に雇用を進めているということもありまして、就職件数は大幅に伸びております。ハローワーク立川管内の数値になりますが、平成23年度が104人であったものが、平成28年度には216人ということでほぼ倍増しております。

市におけます障害者就労支援の取り組みでございますが、1つ目は職場体験実習ということで、市内の協力事業者において、3日から2週間程度の体験実習を行うというものであります。平成29年度におきましては、3者で3回実施をして、そのうち1名の方が就労に結びついております。

市役所庁内実習につきましては、市役所の各課での業務を、やはり3日から2週間程度、体験実習を行うというもので、平成29年度におきましては3つの課で3回実施をして、11名の方が参加して、そのうち精神障害の方ではありますが、1名の方が就労に結びついております。

そのほか地域自立支援協議会の就労部会の主催で、当事者向けのセミナーを実施しておりまして、こちらは市内に就労継続支援B型の事業所が多いということで、そのような事業所の利用者を対象に、就労に向けた一

歩を踏み出すためのセミナーということで、2年に1度、実施をしております。こちらのほうからも、就労に結びついたという方がいらっしゃいます。

以上です。

○1番（森田真一君） 市役所においても、こういった取り組みがなされていると、大変結構なことだと、重要なことだと思います。今市役所の障害者雇用率というのは、どんなふうになってるのか参考までにお聞かせいただけますでしょうか。

○職員課長（矢吹勇一君） 市役所の法定雇用率でございますが、法律上、現在定められておりますのが2.3%となっております。この率が、ことしの4月1日から2.5%に引き上げられるということになっております。ちなみに、当市での現在の障害者の雇用率でございますが、1.9%でございます。数字的には、法定雇用率を満たしておりません。このため、現在、職員採用試験などで障害者の採用枠を別に設けるなどして、引き続き採用に努めているところでございます。

以上です。

○1番（森田真一君） ぜひ、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次の質問に移りますが、平成30年度の東京都の予算で、新たに福祉人材対策として、障害者福祉職員の確保、定着のため、介護と同様、職員宿舎の借り上げなどの補助事業が実施されるというふうに伺いました。30年度予算概要には、新規事業としては、これ掲載はされてなかったかというふうに、見落としがない限りですが——なかったと思いますが、東大和ではこの制度は今後活用されるのでしょうか。市内の障害者施設の人材確保、大変厳しいというふうに伺っておりまして、実際せっかく何年もお勤めになって、もうベテランかなという方が突然退職するというようなことも散見されますんで、これらの制度がそういったところに支援の手になるかどうかということについて、お伺ひしたいと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害分野の福祉人材の対策についてでございますが、ただいま議員御指摘の職員の宿舎借り上げの補助につきましては、市と福祉避難所の協定を結んだ事業所が、職員用の宿舎を借り上げて、災害対応要員を配置した場合に補助を行うという事業でございます。平成30年度から当該事業を含めて6事業、東京都において新たに実施する施策ということでございます。こちらのほうは、都が直接実施する事業でありますので、市の予算には計上はございません。市といたしましては、サービスごとの事業所連絡会におきまして、東京都が始める人材対策事業に関する情報提供を行うとともに、人材確保のための方策等について、事業所の皆様と検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） 保育士さんなんかでも、この事業、始まったとき、非常に期待されて、実際効果も上げているというふうに伺っておりますので、この障害福祉の分野でも、こういった支援が成果を得られるように、ぜひお力を尽くしていただきたいと期待したいというふうに思います。

それでは、次の質問なんですが、就労継続支援B型作業所の施設更新について、尾崎利一議員の一般質問などでも触れたとおり、都有地の障害者施設用地への活用も可能とする市の考えも示されているところです。必要な用地確保のチャンスであり、都の制度の活用するためには市の後押しが必要だとされています。市の積極的な支援を求めるものですが、いかがでしょうか。お考えを伺います。

○障害福祉課長（小川則之君） 市内の就労継続支援B型作業所の施設更新についてでございますが、基本的には民間の事業所につきましては、国や東京都の施設整備の補助がございます。それらにつきまして、情報提供

を適切に行うよう努めております。

以上です。

○1番（森田真一君） これは追加的な要望というか、意見になるんですが、実はきのうの朝日新聞の報道でござらんになられた方もあるかもしれませんが、国税庁が障害者の小規模作業所を運営している全国のNPO法人に対して、法人税課税事業者だと、これまでは一般的にはそう扱われてなかったんですが、ここ数年、そういうふうに関税につけて、例えばこの新聞報道の事例でいいますと、広島で事業を行っている18人の知的障害者が通所する作業所に3年分、200万円の法人税並びに無申告課税を課した例があると、こういうふうに関税されました。本来、福祉事業は法人税非課税のはずなんですが、この中に一部収益事業が含まれているんだろうと見立てて、重税を課したというところなようでありまして。今でもボランティア頼みで必死に運営をしている関係者の努力に水を差す、とんでもない話だと私は思いました。障害者の就労と社会参加の場を破壊しかねない、こういった課税当局の対応に対して、ぜひ市長会なども通じて適切な対応を求めていただきますよう、これをお願いをしておきたいというふうに思います。

次、伺いますが、当市において共生型サービスを導入する場合——ような事業所が設置される場合ですが、こういった計画や見通しというのは具体的にあるのかどうか、お伺いします。

○福祉部長（田口茂夫君） 今議員のほうから、共生型サービスということでございますけども、これは来年度からの新たな事業ということで、国のほうでも地域共生社会ということで、制度、分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えまして、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがいを地域とともにつくっていく社会というふうな形で始めるような内容でございます。

昨年6月18日に、社会福祉法人多摩大和園さんにおきまして、富山型デイサービスを先駆的に実施をされておりますNPO法人さんの代表とされてます惣万佳代子様をお招きして、講演会等も実施をされております。私どもも、そこには参加はさせていただいておりますけども、そういったことで共生型サービスというものに関しましては、高齢者が65歳以上になりまして、通いなれた事業所においてサービスを利用しやすくするとか、地域の実情に合わせて限られた福祉人材の有効活用という観点から、高齢者や障害者、または子供ということで、ともに利用できる共生型サービスを、介護保険、障害福祉、それぞれに位置づけているような形になります。地域の特性等々もございまして、現在、当市において、こういったサービスの提供、参入したいという事業所の御相談等はない状況でございますが、必要に応じて適切な情報提供を行い、動向を注視してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） 私も以前、この主催の方が、ラジオだったかな——でお話されているのを伺ったことがありまして、そのときに大変ユニークな、おもしろい活動だなというふうに思ってお話を聞いたことを覚えております。特に中山間地でいろいろ厳しい条件を組み合わせながら、自立的と言ったらいいんですかね——に課題を解決していこうというところは、とつてもすてきなところでありまして、本当は大和園さんで行われた講演もぜひ聞きたかったなと思っております。しかし一方で、こういったせつかくの取り組みが、地域の条件も考慮せず、新たに安上がりの新しい形態を導入するとして、いわば上からのモデルの押しつけということをやると、大分この事情は変わってまいりますし、我が党としてもこの導入に反対してるということは、今議会でも申し上げたとおりであります。

29年9月の社会保障審議会障害者部会でも、共生型サービスについては、安易にこれをやられてしまい、ただ単に困っている行き場のないお年寄りや障害者を集めて、一つのところに入れておくだけということになってしまうと、せっかくの趣旨が台なしになってしまう。また、事務的にはすごく事務所が負担になるのではないかと考えている。これはどう効率化しようと思っても、なかなか難しいと思う。また、これまで利用できていたサービスが利用できないというようなことが起こらないようにすることが重要。そのための対応として、まずは高齢になっても一律な介護保険優先の判断を自治体がしないようにし、次いで高齢になってもなじみの事業所が引き続き支援できるような、共生型サービスのような仕組みをつくり、あわせて介護保険サービス利用時の負担軽減措置を講じると、こういった順で行っていくことが必要だと、こういった意見が次々と出されてきました。これはこういった新しいサービスを導入するに当たって、その本来の魂のところを守っていくという意味でも、大変重要な指摘ではないかというふうには思っております。これは意見として述べておきます。

次に、伺いますが、無償で給付を受けられた障害者サービスから、65歳になった途端に介護保険優先適用になって、利用料1割負担を課せられてる、こういった実態があるわけですが、これ不当だとする当事者からの声が、これまでも数多くありました。報道によりますと、この4月から65歳になる前、5年間に介護保険を利用していないなど、幾つかの条件を満たせば、この1割負担分を、償還を受けられるという制度に変わるんだというふうに報じられていましたが、当市においてこれが実施されるのかどうかということを確認をしておきたいと思えます。

○**障害福祉課長（小川則之君）** 介護保険の利用者負担の軽減の制度についてでございますが、障害者総合支援法の改正によりまして、65歳に到達する前、5年間にわたって介護保険相当の障害福祉サービスの支給決定を受けていた等の要件を満たす方が、65歳以降、障害福祉サービス相当の介護保険サービスを利用した場合、その負担額を障害福祉サービスの高額障害福祉サービス費等給付費で償還するということとされました。これは長年、障害福祉サービスを利用されてきた方が、65歳以降、介護保険サービスを利用しやすくするための制度改革で、現在、4月からの施行に向けて市の中において準備を進めております。

以上です。

○**1番（森田真一君）** これは障害福祉関係の方なんかにも、ちょっと確認のために聞いて回ったんですけど、「ああ、そうなんですか」みたいな話もありまして、まだ本当に事情が、もう直近なんんですけど、伝わってないということがありますがもので、障害者の皆さんの運動が、一つ大きく実った、そのあらわれだと思いますので、ぜひこういった負担軽減がされるというところは、アピールをしていただければというふうに思えます。

これで、この障害者関係については終わらせていただきます。

次に、都市農業の振興強化について伺います。

2022年以降に、生産緑地指定から30年を迎える農地が、この市内にはどれくらいあるのかということは、市では把握をされているのでしょうか。

○**都市計画課長（神山 尚君）** 現在、市内には約44.6ヘクタールの生産緑地地区が指定されております。このうち、2022年に指定から30年が経過するのは約29ヘクタール、それから2023年以降に指定から30年が経過するのは約3.6ヘクタールというふうになっております。

以上です。

○**1番（森田真一君）** 昨年まで、私、幸いなことに農業委員にも参加させていただいて、各農地、一緒に連れてってもらいながら説明を、いろいろ教えていただく機会もあったんですけども、ここで現場の農地に行きま



すと、よく言われてたのが、俗に馬入れなんて言われる作業車を入れるスペースですとか、それから倉庫ですとか直売所のスタンドですとか、こういったものの敷地にかかる固定資産税などについて、生産緑地からもこれは外されちゃうんで、生産緑地よりも高額な税がかかるんですよみたいなお話も、その場で教えていただいたことがありましたが、市で独自に軽減できるような税制上のこういった軽減策なんかというのはつくれないのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○課税課長（真野 淳君） 馬入れ倉庫、直売所などにかかる固定資産税に対する市独自の軽減策についてでございますが、不動産登記法、第111条の規定によりまして、外気分断性、それから土地への定着性、用途性の3つの全てを満たすものを家屋として認定し、総務大臣が定めました評価基準に基づきまして、評価、課税を行っております。倉庫につきましては、家屋として認定し、評価、課税しているものはごく一部でございます。ただ、馬入れや直売所などにつきましては、家屋として認定し、評価、課税しているものはございません。市独自の軽減策につきましては、馬入れ倉庫、直売所などにわがまち特例のような法に基づく軽減措置が導入されることになれば、軽減することができるようになります。

以上でございます。

○1番（森田真一君） ありがとうございます。

次、伺いますが、10年延長ですね。これは当面、本当に必要なことだというふうに思います。一方で、市長が他の議員の方からの関連質問でおっしゃっていた、単にこのまま放置して10年また延長するというだけでは、問題を先延ばしにしているだけだから、これじゃだめなんだというふうにおっしゃっていたのは、本当に全くそのとおりだというふうに思いました。営農継続のためには、後継の担い手の確保がなくてはなりません。一方で、小規模農地では採算性の低さから、今後の営農は厳しいと考える農家からの声も、何人の方からも聞きます。基幹産業として農家を守って、自給率を50%以上に高めていく、そのために価格保障や所得保障の充実が国において必要だというふうに考えます。また、農水省も言うとおおり、従来の狭い意味での農業から、地域における障害者等の就労訓練や雇用、高齢者の介護予防、また農村レストランですとか、こういった多様な価値や形態を持つ場として、担い手の確保が求められるのではないかとこのように思います。市のお考えを伺います。

○産業振興課長（小川 泉君） 担い手の確保についてでございます。市として、とても重要な課題というふうに捉えているところでございます。このことは、農業振興計画策定に伴いまして、農家の意向調査、こういったものを実施してございます。この意向調査を行う中では、農業の継続を困難にする理由の1位が全体の54.8%で、後継者、担い手の問題というふうな結果になっておりました。続いて、2位が41.4%で健康の問題となっているのに比べましても、とても高い数値になっておりましたので、こうしたことから担い手の確保は深刻な問題だというふうに捉えてるところでございます。

市におきましては、地域の農業の未来を担う後継者や担い手の支援、これに係る支援の推進とともに、援農ボランティアなど、多様な人材の確保も課題となっております。こうしたことから、東大和市農業振興計画におきましては、後継者となる若手農業者の活動、組織的な活動ですね、そういったものや、定年後のUターン就農者、こういった方々に対する支援、これに努めるとともに、多様な担い手の育成として、農業者のネットワークづくり、またその活動に対する支援、こういうものを実施していこうというふうに考えてるところでございます。担い手の確保といった視点におきます障害者の就労訓練ですとか、高齢者の介護予防、こういったことに役立つ福祉分野に対します農作業のあり方につきましては、その取り組みの事例なども含めまして、今後研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 28年の6月2日の閣議決定でも、障害者の就労支援等の推進として、2016年度以降に各都道府県での農福連携の推進を示し、2020年、オリンピックの以降に、さらなる推進を図るという資料を示しています。市町村では、どのような対応をとられるか伺いたいというふうに思います。これ今申ししたのは、あれ何で障害者施策のところに戻っちゃったのというふうに思われたかもしれませんが、農業の部分はどうやって立て直すかという意味で、障害のある方の力をかりようというのが、今新しい流れとして示されているので、また後でちょっと言いますけれども、あえてここで、このことを伺いたいというふうに思います。

○市民部長（村上敏彰君） 当市における対応でございますが、厚生労働省及び農林水産省が「福祉分野に農作業を」と題しまして、農業と福祉の連携に関する一定の考え方をまとめました案内を作成しております。この中で東京2020大会の開催に向けまして、農産物の調達基準やその後の対応について触れております。この調達基準では、主に農産物の生産工程管理であるGAP認証などに触れております。この認証であります。市内の農業におきましては、市場出荷を主に行う地方の農家と実態が異なりますことから、認証にはさまざまな要件が必要となりますことから、取得に向けてはややハードルが高いのではないかなど認識してるところでございます。こうした動きの中、当市の農業における福祉との連携につきましては、市内農家の農産物が福祉作業所や、その団体が運営する食堂へ食材提供されるといった取り組みの例が挙げられます。今後、福祉分野に対する農業者の理解はもちろんのこと、JAを初めとする各農業団体や市内の福祉団体と相互に理解を深めつつ、東大和市としての農福連携のあり方について検討していく必要があると考えてるところであります。

以上でございます。

○1番（森田真一君） ここで、この問題を聞いた理由をちょっと申し上げたいというふうに思います。

ウェブサイトで「「農」と福祉の連携ねっと」というものがあります。これは農福連携の先進事例が紹介されております。私も農福連携なんて言葉は知らなかったんですけど、前に他の議員の方が、この質問されていて、「あっ、こういう考え方があるんだな」というふうに思って、たまたまそれを手がかりに、このサイトを見つけたんですけども。ここでは、同じものが、ちょうど昨年、2度ばかりNHKの教育テレビ、ハートネットTVでも、かいつまんでよい事例を取り上げていましたので、ごらんになられた方もいらっしゃるかもしれませんが、3つばかりこの中ではいい例を示されておりました。

1つは、近くでは多摩市ですが、NPO法人、多摩草むらの会というのがありまして、ここでは就労継続支援A型作業所として、精神障害の方々が農作業や農村レストランに取り組んでおられます。ここで作業される方、よく眠れるようになって、服薬量も減ったという治療効果もあらわれてるというお話をされておりました。

また、浜松市でユニバーサル農園を提唱して、チンゲンサイなど、大規模な水耕栽培農場でつくられている農業法人京丸園を運営されている鈴木さんという園主さんの例ですが、実は20年前までは、ごく普通に家族営農でやってらっしゃった方なんです。たまたま養護学校の先生から、自分の学校の子供が、ここで仕事できるのではないかとというふうに言われて、その当時やってたのが、スポンジに、このチンゲンサイなんですかね——の種子を1個1個並べるといって、結構長くやってらっしゃる方でも非常に難しい作業をされてたらしいんですけど、まさかそんな障害ある人ができるわけないでしょうなんて思ってたら、その養護学校の先生が、手に持っていた下敷きですかね、プラスチックの下敷きかなんかで、これこういうふうに作業すると誰でも簡単にきれいに、この作業、スピードアップしてできるんですよなんてことを言われて、それでそれを言われてびっくりして、最初のお一人、障害のあるお子さんを雇って、それ以降、約20年間、この障害のある方を雇い

続けて、今ではこの20年間で高級料亭向けの高品質なチンゲンサイを生産して、県内のチンゲンサイのシェア、9割を占めるといふ大農園に育ったということでありました。この園主の鈴木さんという方も、もしこの障害のある子たちと出会わなかったら差別化もできず、景気に左右されるだけだったろうと。言ってみれば、伸び悩んでいた農家において、この障害を持つ人たちが新しい道を入れてくれたことで、その農業そのものが大きく前進したという、こういうことがあるんだというふうに言われています。

また、高松市の香川県社会就労センター協議会というところがあるんですが、ここでは複数の障害施設と農家の間で、農作業のお手伝いを請け負って、共同受注して請け負っていると。こういう事例でありまして、ここでも自治体やJAと協力して、コーディネーターさんが、日々、変化する天候ですとか、また作業者の体調などを勘案しながら、この農家の人手不足を、担い手不足を解消していると、こういう新しい取り組みも注目をされてるところであります。

2020年には、市内生産緑地のおよそ65%、45ヘクタールが農地の買い取り申請可能ということで、この存続が危ぶまれているところでもありますので、例えば市民農園ですとか、今御紹介したような、いわゆる農福連携ですとか、新しい手法も大胆に取り入れていただいて、本当に時間に限りがありますので、引き続き御努力をお願いしたいというふうに思います。

次にまいります。4の雪害についてです。

まず、この件については、これは私、一人だけが思っただけかなというふうには、実はこの質問を出す前までは、ちょっとどういうふうに聞いたらいいんだらうかって思っただけなんですけど、他の議員の方々も、これは大事なことなんだということで、それぞれ一般質問の中では取り上げていただいておりましたので、非常に心強く思っているところでもあります。

私の場合でいいますと、旧青梅街道などについては、比較的早く除雪作業などにも来てくれたものと思っておりますが、車道の雪を歩道に寄せているため、歩行者が車道を歩かなければならないという状態が、およそ半月近くありました。高齢者のお宅と思われる大きな家屋の北側にあるような生活道路では、除雪ができないまま、2日以上たつと氷結して、その除雪もできないまま、降雪から1週間、2週間たっても歩行者の転倒や自動車のスタックなどが、事故が相次いでおりました。重機を持つ地元の建設業者さんも年々少なくなって、住民の高齢化も進む中、地域の除雪作業もかつてのように自力ではできなくなっているようであります。今日では、数年に1度のわずかに、三十センチほどの積雪でも、まるで災害のように受けとめられているというのが実感されますし、実際、市役所にも除雪要望が殺到したというふうには伺っております。これも、そのあらわれなのではないかと思いますが、市の御見解、伺いたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 他の議員からの一般質問でも答弁しましたとおりでございますが、今回につきましては積雪後の気温が低かったことから、市内の東西に延びる道路で、南側沿線にビルやマンション、団地等の大きな建物がある箇所前面道路が凍結した箇所が多くございました。1月、2月の時期は、気温の低い日が多く、降雪後、すぐに除雪を行わないと凍結してしまいます。市におきましては、極力、凍結する前に除雪を行うよう努めておりますが、除雪が追いつかないため、今回のように一部の幹線道路や多くの生活道路で凍結し、市には除雪要望が多くございました。市民からの市に対する除雪要望は多い状況でございますが、要望の全てにお応えすることは困難でございます。市におきましては、市民の方では除雪できないような幹線道路や急坂、歩行者の多い歩道を行うことが基本でございます。市長答弁のとおり生活道路等、御自宅の前は地域の皆様で御協力して雪かきをお願いしたいということで考えてございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 伺ったところでは、道路管理者なんだから、何でやってくんないんだみたいなふうに、かなりきつい調子でおっしゃられた市民の方もおられると。そうはいつでも、やっぱり市が全て、全部これ除雪するという事は、現実の問題で不可能でありますし、よく災害、自助・公助・共助とかいろいろありますけど、自助で今回なかなかうまくいかないんで、共助でどうしようかという話、私、したいというふうに思うんですけども、おっしゃられるとおりに、御近所で力を合わせて、この雪かき、除雪をやりたいなというふうに思うんですね。ただ、そのときに全体としては、今およそ4人の1人に近い方が65歳以上ということで、非常に高齢化してる中で、昼間、地域に残って除雪をしてくださる方というのは高齢の方が多いんですよ。若い方はお仕事に行ったりだとか、場合によっては職場のほうで除雪をしなきゃいけないとか、いろいろありまして、なかなか難しいところがありまして、どこでもこれはそうなんですけども、丘陵地が多い多摩の各地、私たちのまちもそうですけども、ここでは従来の人材での除雪作業から、一定の予算を投じて機械化をする取り組みが、前回の大雪以降、進んでいます。

稲城市では、市民から寄附金800万円をいただいて、2年前に小型除雪機13台とフォークリフト、運搬用のトラック、スコップ、375本を購入して、これは市で管理して駅や病院などに配置をし、市の職員が除雪作業に活用されているというふうに言われています。また、八王子市では、市民防災組織の備蓄倉庫に小型除雪機やスノーダンプ、スコップなどを配備するなどしたということも報じられております。除雪機の導入を初めとした除雪用資機材、この資機材の中には、例えば凍結防止剤ですとか、こういったものも含まれるかもしれませんが、これらの必要性について認識をお伺いしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） ただいまお話がありましたように、稲城市では企業からの寄附金で小型の除雪機等を購入しているとのことは確認してございます。また、八王子市につきましては、自主防災組織に対し、市が資機材を助成し、自主防災組織の育成と充実を図っているというようなことも承知してございますが、大雪が数年に1回程度であるという現状を考えますと、当市におきましては、現在、資機材等の整備については現状のままとし、他市のような整備は考えてございません。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 効率の問題ということなのかもしれませんが、例えば土木関係の学会の専門誌か何かで、専門家の方が書いてた例なんですけど、札幌市だったら1年のうちの3分の1ぐらいは、大体雪、降ってつか積もってつかするので、さまざまな除雪の設備、融雪施設など配備しても、ペイすると言ったらいいんですかね、それは理解をしていただけると。ところが、こちらのよう数年に一遍、降るっていても1メートルも2メートルも降るようなところじゃないようなところなんかの場合ですと、まあそこまでかけてやる必要があるかというような気持ちに、まあ当然なるというのもわからぬではないんですが、しかし実際に今のまちの中で起きてることを見れば、他の議員からのお話で、私も「ああ、そうだったのか」と思いましたけども、転倒して骨折をなさったというような方もありましたし、目の前で道路を歩かなければいけなかったような方なんか、万一、交通事故に巻き込まれたらどうしようということを、冷や冷やしながら見ていたというようなこともあり、決して人命にかかわらないというわけでは、この場合ないと思うんですよ。数日、待てば雪は解けるだろうというふうに見立てては、今ちょっといけないんじゃないかなというふうに思うところがあります。

そこで、4年前の雪を経験して、先ほど挙げた2市なんかでは、もうかれこれ3年ぐらい前、二、三年前で

すかね——にこういった今紹介したような取り組みを始めたんだという、寄附をいただいたりとか、チャンスもあったからということもあるんですけども、基本は必要なんだという、そこから出発してるということがありました。この取り組み、2年ぐらい前にMXテレビでも取り上げてニュースで報道してましたけど、ちょうどそのニュースの映像が、まだ今でも見られたんで、機会があったらまた見ていただければなと思うんですが、八王子市の住民の方なんか、これで周りの雪かきのお手伝いができると言ってたの、かなり高齢の方だったんで、自分ちからスコップ、みんなで担いできて、えっさかえっさかかくのは本当大変だったけども、こういういろんな手配をやってくれたことで、周りのもっと困ってる人のことを助けてあげられると、こういうお話をしていましたんで、ぜひその点をお含みおきいただいて、今すぐということじゃないですけどね、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

国交省では、豪雪地の例ではさまざまな助け合いの除雪の取り組みの事例を紹介しています。何かよく社協にありますような声かけ・見守りみたいな形態で、そういう除雪ボランティアを募ったりとか、団体に協定結んでみたいなものもありますけども、そこまで大げさにしなくても、冬の時期に、例えば自治会へ入ってないような方でも、資機材を借りられるから、自分のところの除雪とあわせて、近隣の除雪も一緒に手伝ってもらえませんかみたいな呼びかけ程度の形でもいいから、何か一歩踏み出していただけるような、そういうようなことをお願いしたいと思っておりますが、改めてお考えを伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 市民に除雪のボランティアを呼びかけることができないかということでございますけれども、豪雪地帯などでは除雪ができない高齢者世帯などを対象に、除雪ボランティアを募って対応してる例があることは承知はしてるところでございます。ただ、行政として呼びかけるとなると、ボランティアを応じてくれた方々が登録をして、どの場所にどれだけの人数を派遣するのかといったことや、それから除雪作業に必要な資機材、それと作業場所のボランティアの方々への搬送手段の確保、また除雪作業中のけがに対応するための傷害保険の加入など、ある程度、実務体制を整える必要がありますことから、現状においては対応するのは今のところは難しいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） これ一番卑近な例だと、例えば東大和の市内で川掃除に取り組んでくださってる団体がありますけれども、年に1回、川の掃除、誘われて何人かの方、市の職員さんもそうですけど、議員さんの中でも参加されている方おられるようですけど、ここでも当日ぶらっと来ても、その場所で登録さえすれば、ボランティア保険とか当然使えるというようなことも、そういうようなことも直ちにできることはたくさんありますし、今までやってきたことの中で、そういう解決策というのは幾つかあると思いますし、この国交省のボランティアのガイド、助け合い事例ですね。この中でも、じゃどこかに集中的に行かなきゃいけないのか、もっと分散的にできないのかとかいうような事例なんかも紹介されましたので、御参考にしていただいて、研究していただければというふうに思います。

除雪については、これで終わらせていただきます。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時28分 休憩

---

午後 2時37分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（森田真一君） それでは、大項目の5の市内の木造住宅密集地域の不燃化・耐震化について伺います。

3月1日、都議会で、我が党の代表質問を行わせていただきましたが、この中で都の新年度予算案に住宅耐震化助成制度の対象地域を都内全域に拡大するため、新たに7億円が計上されたということがありました。また、知事が施政方針表明の中で、住宅耐震への支援を拡大し、取り組みを推進するとしたことを挙げて、3年後に住宅の耐震化率を95%に引き上げるといふ都の目標を達成するために、年間約十数万戸の住宅の耐震化が必要とした上で、この目標達成のため、住宅耐震化の支援を具体的にどう拡大し、取り組みを進めるのかと、このようなことを質問いたしました。

これに対して、小池知事は、来年度から所有者への積極的な働きかけなどを行う市町村を対象に、整備地域外におきましても都費を充当して改修を行ってまいりますと答弁をしています。従前は、この木密地域の補助というのは、御存じのとおり23区で主に行われているものでありまして、残念ながら我が市はここには入ってなかったわけですが、この市内にも防災の計画では、新堀、それから南街に木密住宅地域があるということで、この解消の必要は当然出てくるわけでありまして、この新制度を適用できるチャンスがあるのではないかというふうに思われます。ここでは積極的な働きかけを行う区市町村を対象にとありますので、何らかの積極的な働きを具体的に見せる必要もあるということなのかと思いますが、市のお考えを伺いたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 今議員さんのほうでおっしゃられたように、現在、東京都の住宅耐震助成は、震災時に特に甚大な被害が想定されます整備地域を対象としておりまして、当市の区域のほうは対象になってございません。それで、整備地域外の補助の拡充について、都議会で今言及されたというようなことでございますので、それにつきましては今後、情報収集していきたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） 何分、3月1日に初めて公式に表明されたことなので、情報がないのは承知のことでお伺いいたしました。ぜひ、研究をしていただいてというふうに思います。

以上、5つの大項目で質問をさせていただきました。いろいろ注文も多いのでありますけれども、いずれも市民の生活にとっては重要な内容を含んでいるというふうに考えて、今回いろいろお聞かせいただきました。

本当にありがとうございました。これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（押本 修君） 以上で、森田真一議員の一般質問は終了いたしました。

---

○議長（押本 修君） これをもって、本定例会における一般質問は全て終了いたしました。

---

○議長（押本 修君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

あす7日から9日及び12日から15日の7日間につきましては、会議を休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○議長（押本 修君） これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 2時40分 散会